

平成 29 年 12 月 18 日
保健福祉計画検討委員会資料

北広島市高齢者保健福祉計画

第 7 期介護保険事業計画

(平成 30 年度～平成 32 年度)

(素案)

北広島市

はじめに

我が国は人口減少社会に突入し、少子高齢化が一層進行するなど、これまで誰も経験したことのない時代を迎えようとしています。そうした時代に対応すべく、国においては「医療・介護分野」「公的年金分野」「子ども・子育て分野」の制度改革が一体的に進められ、「医療・介護分野」では、病院における病床等の機能分化の推進に向けた取組が行われているところです。

北広島市においては、高齢化率が平成29年9月30日現在、30.4%となっております。今後、こうした急速な高齢化は一層進展すると予測され、団塊の世代が75歳に到達する平成37年（2025年）頃には高齢化のピークを迎えること予想されております。

高齢化が進展することで、介護給付費の増加、要介護状態の重度化、認知症高齢者の増加、介護の現場を支える人材の不足など、現在抱えている課題が、今後さらに深刻化していくこととなります。

こうした状況の中、介護保険制度の持続可能性を確保し、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要となりますが、そのためには、これまで構築してきました、医療、介護、予防、住まい、および自立した日常生活の支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を地域の実情を踏まえ、より一層推進していくことが重要となります。

本計画では、このような考え方にに基づき、「高齢者をはじめすべての方が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を送ることができる、地域共生社会の実現」を基本理念に掲げ、要介護状態の重度化防止、医療と介護の連携、生活サービスなど、在宅生活を支える仕組みやサービスの充実に努めてまいります。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました北広島市保健福祉計画検討委員会の委員の皆様をはじめ、「日常生活圏域ニーズ調査」アンケートなどにご協力をいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成30年3月

北広島市長 上野正三

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画の趣旨.....	1
第2節 計画の概要.....	2
1 計画の位置づけ.....	2
2 法令等の根拠.....	2
3 計画の期間.....	3
4 他計画との関係.....	3
5 本計画策定に向けた視点.....	4
第3節 計画の策定体制.....	5
1 計画の策定体制.....	5
2 計画の構成.....	5
第2章 高齢者の現状	6
第1節 高齢者の人口動向と将来推計.....	6
1 人口の推移と将来推計.....	6
第2節 要介護高齢者の状況と将来推計.....	8
1 要支援・要介護認定者の推移と将来推計.....	8
第3節 日常生活圏域の設定.....	10
1 日常生活圏域の設定.....	10
第4節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要.....	13
1 調査概要.....	13
2 調査結果.....	14
第3章 基本理念と目標	21
第1節 基本理念.....	21
第2節 基本目標.....	22
基本目標1 介護予防と自立支援.....	22
基本目標2 介護保険サービスの充実.....	22
基本目標3 地域支援体制の推進.....	23
基本目標4 生きがいと社会参加の促進.....	23
基本目標5 適切な介護保険事業の運営.....	24
第3節 施策の体系.....	25

第4章 介護予防と自立支援	28
第1節 日常生活を支援する体制の整備	28
1 介護予防サービスの充実	28
2 重度化防止の推進	31
3 生活支援サービスの充実	32
第5章 介護保険サービスの充実	41
第1節 介護給付等対象サービスの充実・強化	41
1 住み慣れた地域や家庭での生活の継続	41
2 地域の実情に合わせたサービスの体制整備	50
3 人材確保対策	58
第6章 地域支援体制の推進	60
第1節 地域包括ケアシステムの基盤整備	60
1 地域包括ネットワークの構築	60
2 地域ケア会議の開催	62
3 地域住民がともに支え合う地域づくりの推進	63
4 地域包括ケアシステムを支える人材の育成	66
第2節 在宅医療・介護連携を図るための体制整備	67
第3節 認知症施策の推進	68
1 認知症の方への理解を深めるための普及・啓発	68
2 認知症の方の住みやすい地域づくり	70
第4節 介護に取り組む家族等への支援の充実	73
1 家族への支援を包括的・継続的に実施する体制構築	73
第5節 高齢者虐待の防止と権利擁護施策の推進	74
1 高齢者虐待防止の取組	74
2 権利擁護の普及啓発	75
第6節 高齢者の住まいの安定的な確保	77
1 高齢者住宅の確保	77
2 まちづくりの整備促進	78
第7章 生きがいと社会参加の促進	81
第1節 生きがいと社会参加の促進	81
1 生きがいある暮らしへの支援	81
2 就労機会の確保	86

第 8 章 適切な介護保険事業の運営	8 7
第 1 節 効果的・効率的な介護給付の推進.....	8 7
1 低所得者対策の推進.....	8 7
2 介護保険の質的向上.....	8 8
第 2 節 医療計画との整合性の確保.....	9 0
第 3 節 介護サービス情報の公表.....	9 0
第 4 節 介護保険制度の立案および運用に関する PDCA サイクルの推進.....	9 0
第 9 章 介護保険事業費の見込みと保険料	9 1
第 1 節 給付費の見込み.....	9 1
1 介護給付費の見込み.....	9 1
2 予防給付費の見込み.....	9 2
3 総給付費の見込み.....	9 2
第 2 節 地域支援事業費の見込み.....	9 3
第 3 節 介護保険事業費の見込み.....	9 4
第 4 節 介護保険料.....	9 5
1 保険料収納必要額.....	9 5
2 保険料基準額と段階設定.....	9 6
3 市独自減免制度の実施.....	9 7
4 平成 37 年度（2025 年度）の推計.....	9 7
第 1 0 章 計画の円滑な推進のために	9 8
第 1 節 行政の役割と責任.....	9 8
第 2 節 総合的なケア体制の整備.....	9 9
第 3 節 介護保険事業の円滑な実施のための体制.....	9 9
1 相談・苦情処理体制.....	9 9
2 市民への情報提供.....	9 9
3 サービスの供給体制.....	1 0 0
第 4 節 計画の進行管理.....	1 0 0

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨

我が国の65歳以上の人口は、平成29年4月1日現在3,489万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は27.5%となり、4人に1人以上が65歳以上の高齢者という本格的な超高齢社会となっています。一方、戦後一貫して増加傾向が続いた総人口も少子化により減少に転じています。

また、本市の高齢化率は、平成29年9月30日現在、30.4%となっており、3割を超えて、今後もこうした急速な少子・高齢化は一層進展すると予測され、いわゆる団塊の世代が75歳に到達する平成37年（2025年）頃には高齢化のピークを迎えることになると見込んでいます。

介護が必要な状態になっても安心して生活ができるよう、介護を社会全体で支えることを目的とした介護保険制度は平成12年度にスタートし、介護が必要な高齢者の生活を支える重要な制度として定着しています。

一方で、今後も介護が必要な高齢者が増加することが見込まれていることから、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要となります。そのためには、介護保険サービスの確保に留まらず、医療、予防、住まい、および自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情を踏まえ、さらに深化・推進していくことが重要となります。

平成29年には介護保険制度の見直しが行われ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」のため、保険者機能の強化等による自立支援と要介護状態の重度化防止、医療と介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取組の推進などが示されています。

本市においても、さらなる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、高齢者保健福祉ならびに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的な運営を目的として、平成30年度から32年度までの3年間の施策の考え方および目標を定める「北広島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定します。

第2節 計画の概要

1 計画の位置づけ

この計画は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の2つの計画を一体的に作成し、第7期北海道高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画や、市の諸計画との整合性を図りながら、高齢化社会に対応した高齢者施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

2 法令等の根拠

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」として定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画として、国の基本指針に即して定めるものです。

老人福祉法 抜粋

第20条の8

第1項 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

第2項から第6項 略

第7項 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

第8項 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

第9項から第10項 略

介護保険法 抜粋

第117条

第1項 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

第2項 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 二 各年度における地域支援事業の量の見込み

第3項から第5項 略

第6項 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

第7項 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

第8項 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

第9項 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第10項から第11項 略

3 計画の期間

この計画の期間は平成30年度から32年度までの3か年とします。

4 他計画との関係

「北広島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」は、「北広島市総合計画（第5次）」（平成23年度～32年度）を上位計画とする高齢者福祉分野の個別計画として策定するとともに、「北広島市地域福祉計画」「北広島市障がい支援計画」「北広島市健康づくり計画」等とも整合性を図り、策定します。

5 本計画策定に向けた視点

第7期介護保険事業計画では、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくために、十分な介護保険サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことを基本方針とします。

また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正により、地域住民と行政が協働し、個人や地域が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされています。

地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方は、障がい者や子ども、生活困窮者など地域のあらゆる住民への支援にも共通の概念であることから、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備するとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域づくりをめざすことが必要となります。

本市においても、これらの視点を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定します。

第3節 計画の策定体制

1 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、本市の高齢者を取り巻く現状や意向などを把握するため、平成28年12月に65歳以上の高齢者3,000人（要介護1～5の認定者を除く）を無作為に抽出し、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

また、広く市民・専門家等の意見を聴くため、福祉関係者、保健医療関係者、学識経験者、一般公募の市民などにより構成される「北広島市保健福祉計画検討委員会」を設置し、高齢福祉部会で専門的に計画の見直しを進めてきました。

「保健福祉計画検討委員会」での経過は市民に公開するとともに、会議録の閲覧も実施し、計画案について市民からパブリックコメントで意見を募りました。

さらに、計画の円滑な推進を図るため、庁内に「保健福祉に係る諸計画策定委員会」を設置し、総合的な検討や調整を行ってきました。

2 計画の構成

「高齢者保健福祉計画」は、市の高齢者に対する福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する計画として位置付けます。

「介護保険事業計画」は、市内における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案したサービス種類ごとの量の見込み、および当該見込み量確保のための方策等を定める介護保険事業運営の基となる計画です。

「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となるサービスに関する事項が共通し、また、計画に位置付けられた事業計画について連携して実施する必要があることから、本計画では2つの計画を一体的に策定します。

第2章 高齢者の現状

第1節 高齢者の人口動向と将来推計

1 人口の推移と将来推計

平成29年9月30日現在の住民基本台帳による総人口は58,863人となっています。このうち、65歳以上の高齢者人口は17,895人で、総人口の30.4%を占めています。平成27年度から29年度にかけて、高齢化率は2.3ポイント高くなり、高齢化が進んでいます。

また、平成24年度から29年度までの実績をもとに30年度以降の人口を推計したところ、今後さらに後期高齢者が増加し、37年度までには前期高齢者よりも多くなるものと見込まれます。

図表 2-1-1 人口の推移と将来推計（年齢群別）

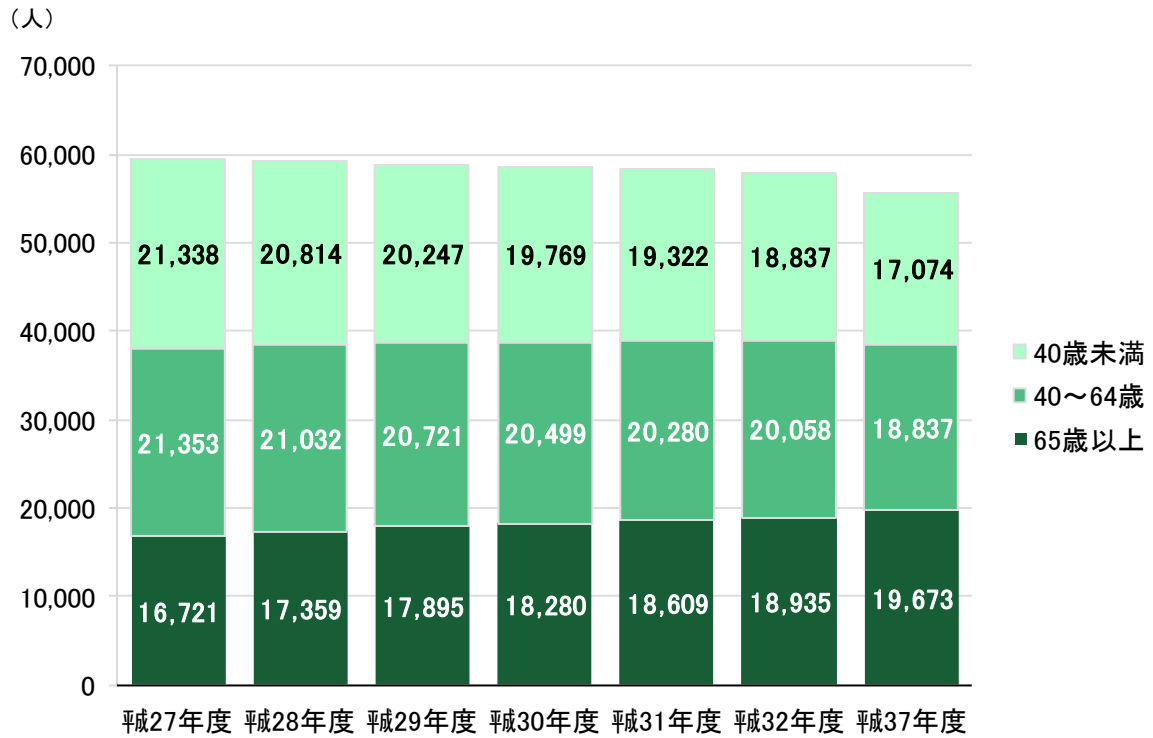
（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平27年度	平28年度	平29年度	平30年度	平31年度	平32年度	平37年度
総人口	59,003	58,646	58,289	58,548	58,211	57,830	55,584
	59,412	59,205	58,863				
40歳未満	21,136	20,543	19,952	19,769	19,322	18,837	17,074
	21,338	20,814	20,247				
40～64歳	21,180	20,856	20,532	20,499	20,280	20,058	18,837
	21,353	21,032	20,721				
65歳以上	16,687	17,247	17,805	18,280	18,609	18,935	19,673
	16,721	17,359	17,895				
高齢化率	28.3%	29.4%	30.5%	31.2%	32.0%	32.7%	35.4%
	28.1%	29.3%	30.4%				
前期高齢者 (65～74歳)	9,261	9,481	9,700	9,938	9,874	9,945	8,304
	9,524	9,806	9,936				
前期高齢者 比率	15.7%	16.2%	16.6%	17.0%	17.0%	17.2%	14.9%
	16.0%	16.6%	16.9%				
後期高齢者 (75歳以上)	7,426	7,766	8,105	8,342	8,735	8,990	11,369
	7,197	7,553	7,959				
後期高齢者 比率	12.6%	13.2%	13.9%	14.2%	15.0%	15.5%	20.5%
	12.1%	12.8%	13.5%				

(注1) 各年度9月30日現在の値

(注2) 第6期の列の上段は計画値、下段は住民基本台帳の値（実績値）

図表 2-1-2 人口の推移と将来推計（年齢群別）



第2節 要介護高齢者の状況と将来推計

1 要支援・要介護認定者の推移と将来推計

平成29年9月30日現在の要支援・要介護認定者数は3,137人で、第1号被保険者の17.6%を占めています。

なお、平成29年度は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、要支援1・2の方の一部が「事業対象者」に移行したことにより、認定者割合が減少していますが、30年度以降は高齢者人口の増加に伴い、増加傾向になるものと見込んでいます。

図表 2-2-1 要支援・要介護認定者の推移と将来推計

(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者	16,608	17,265	17,819	18,222	18,571	18,913	19,746
認定者数	3,075	3,160	3,137	3,302	3,453	3,589	4,319
認定割合	18.5%	18.3%	17.6%	18.1%	18.6%	19.0%	21.9%
第2号被保険者	21,353	21,032	20,721	20,499	20,280	20,058	18,837
認定者数	86	88	92	94	103	113	135
認定割合	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%

(注1) 各年度9月30日現在の値

(注2) 第6期の値は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」の値（実績値）

(注3) 第2号被保険者は、40歳以上64歳以下の人口を示しており、住所地特例対象者は考慮していません。

(注4) 住所地特例とは、北広島市の被保険者が市外の介護施設等に入所することにより、他市町村に住所を異動した場合においても、引き続き北広島市の被保険者となる制度です。

図表 2-2-2 要介護度別の要支援・要介護認定者の推移と将来推計

(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
認定者数	3,161	3,248	3,229	3,396	3,556	3,702	4,434
要支援1	858	829	736	772	806	837	1,013
要支援2	343	364	357	370	387	402	481
要介護1	825	849	888	937	979	1,015	1,218
要介護2	377	414	426	450	471	494	584
要介護3	292	306	324	342	360	377	452
要介護4	219	246	261	272	288	299	356
要介護5	247	240	237	253	265	278	330
認定者数 (65歳以上)	3,075	3,160	3,137	3,302	3,453	3,589	4,322
要支援1	848	814	724	759	792	821	997
要支援2	332	352	347	364	380	394	473
要介護1	799	825	866	917	961	999	1,204
要介護2	364	401	410	431	449	469	558
要介護3	284	302	317	332	347	361	436
要介護4	212	236	249	262	278	289	346
要介護5	236	230	224	237	246	256	308
認定者数 (40～64歳)	86	88	92	94	103	113	112
要支援1	10	15	12	13	14	16	16
要支援2	11	12	10	6	7	8	8
要介護1	26	24	22	20	18	16	14
要介護2	13	13	16	19	22	25	26
要介護3	8	4	7	10	13	16	16
要介護4	7	10	12	10	10	10	10
要介護5	11	10	13	16	19	22	22

(注1) 各年度9月30日現在の値

(注2) 第6期の値は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」の値（実績値）

第3節 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の設定

計画の策定にあたり、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施策の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して日常生活を定めることとなります。

(1) 人口・要介護認定者等

図表 2-3-1 人口・要介護認定者等

(単位：人)

圏域名等 区分	東部地区	西の里地区	西地区	北広島団地 A地区	北広島団地 B地区	住所地特例	計
人口	15,710	6,781	21,092	7,826	7,454	-	58,863
65歳以上	4,489	1,816	4,827	3,206	3,557	-	17,895
高齢化率	28.6%	26.8%	22.9%	41.0%	47.7%	-	30.4%
前期高齢者 (65～74歳)	2,544	925	2,918	1,553	1,996	-	9,936
前期高齢者 比率	16.2%	13.6%	13.8%	19.8%	26.8%	-	16.9%
後期高齢者 (75歳以上)	1,945	891	1,909	1,653	1,561	-	7,959
後期高齢者 比率	12.4%	13.1%	9.1%	21.1%	20.9%	-	13.5%
要介護認定者数	803	359	743	556	577	99	3,137
要支援1	184	79	157	137	149	18	724
要支援2	100	40	75	67	55	10	347
要介護1	223	97	194	155	163	34	866
要介護2	92	49	127	60	67	15	410
要介護3	89	36	74	52	55	11	317
要介護4	61	30	65	35	52	6	249
要介護5	54	28	51	50	36	5	224

(注1) 平成29年9月30日現在の値

(2) サービス基盤整備状況

図表 2-3-2 サービス基盤整備状況

(単位：か所)

圏域	施設種類	施設数	定員(人)
東部地区	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	3	54
	小規模多機能型居宅介護	1	24
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2	150
	介護老人保健施設	0	0
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	1	25
西の里地区	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	2	36
	小規模多機能型居宅介護	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1	100
	介護老人保健施設	0	0
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	1	50
西地区	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	3	63
	小規模多機能型居宅介護	1	29
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	0	0
	介護老人保健施設	2	190
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	2	100
北広島団地 A地区	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1	18
	小規模多機能型居宅介護	1	25
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	0	0
	介護老人保健施設	0	0
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	0	0
北広島団地 B地区	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	2	36
	小規模多機能型居宅介護	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	1	25
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	0	0
	介護老人保健施設	0	0
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	0	0
計	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	11	207
	小規模多機能型居宅介護	3	78
	看護小規模多機能型居宅介護	1	25
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	3	250
	介護老人保健施設	2	190
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	4	175

(注1) 平成29年9月30日現在の値

(3) 日常生活圏域図

図表 2-3-3 日常生活圏域図



図表 2-3-4 日常生活圏域

東部地区	中の沢・北の里・共栄・共栄町・東共栄・美咲き野・中央・朝日町 稲穂町西・稲穂町東・新富町東・新富町西・美沢・東の里・富ヶ岡 南の里
西の里地区	西の里・虹ヶ丘・西の里北・西の里東・西の里南
西地区	希望ヶ丘・輪厚・輪厚中央・輪厚元町・輪厚工業団地・島松・三島 仁別・大曲・大曲中央・大曲末広・大曲柏葉・大曲工業団地 大曲南ヶ丘・大曲緑ヶ丘・大曲光・大曲幸町・大曲並木
北広島団地 A 地区	栄町・広葉町・北進町・輝美町・青葉町・若葉町・南町・白樺町
北広島団地 B 地区	松葉町・泉町・高台町・里見町・山手町・緑陽町

第4節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

1 調査概要

(1) 調査目的

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定の基礎資料とするため。

(2) 調査対象

65歳以上の高齢者3,000人を無作為抽出（要介護1～5の認定者を除く。）

(3) 調査方法

- ・ 「住民基本台帳」から無作為に抽出し、郵送による調査票の送付・回収
- ・ 調査期間は平成28年12月8日（発送）から12月23日（投函締切り）までとしました。

(4) 調査基準日

- ・ 平成28年10月1日現在

(5) 主な調査項目

- ・ 家族構成や生活状況について
- ・ 健康について
- ・ からだを動かすことについて
- ・ 食べることについて
- ・ 毎日の生活について
- ・ 地域での活動について
- ・ たすけあいについて

(6) 回収結果

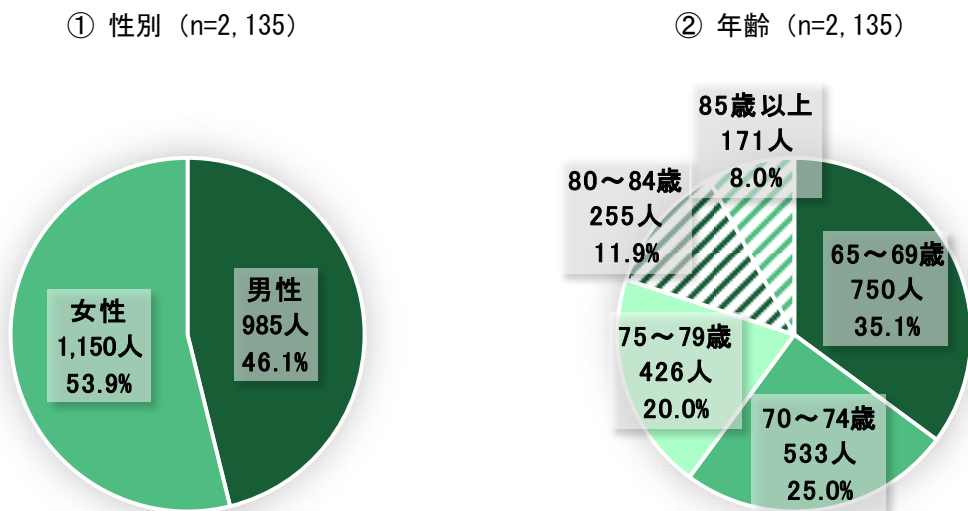
- ・ 調査票回収数2,137票
- ・ 調査分析対象2,135票（有効回答率71.2%）

2 調査結果

(1) 性別と年齢

調査対象者は男性が985人(46.1%)、女性が1,150人(53.9%)で、年齢別には、「65～69歳」が35.1%、「70～74歳」が25.0%、「75～79歳」が20.0%、「80～84歳」が11.9%、「85歳以上」が8.0%となっています。

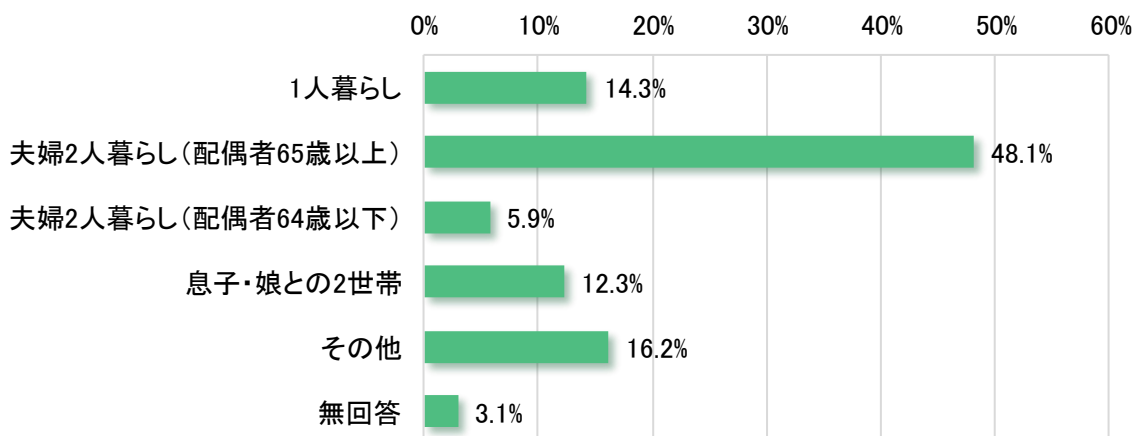
図表 2-4-1 性別と年齢



(2) 家族構成

調査対象者の家族構成は、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の割合が48.1%、「1人暮らし」が14.3%、「息子・娘との2世帯」が12.3%となっています。

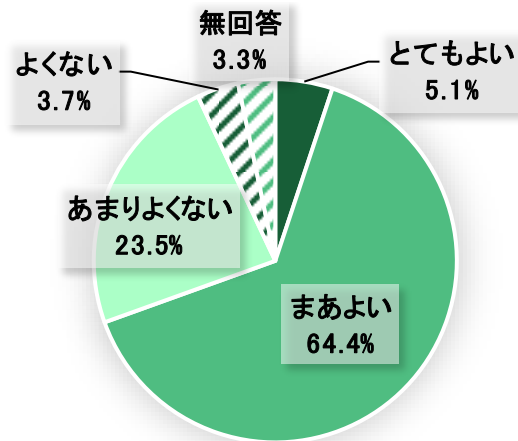
図表 2-4-2 家族構成 (n=2,135)



(3) 健康状況

健康状況については、「とてもよい」が5.1%、「まあよい」が64.4%となっており、「とてもよい」と「まあよい」を合わせると約7割の高齢者が健康状況はよいと回答しています。

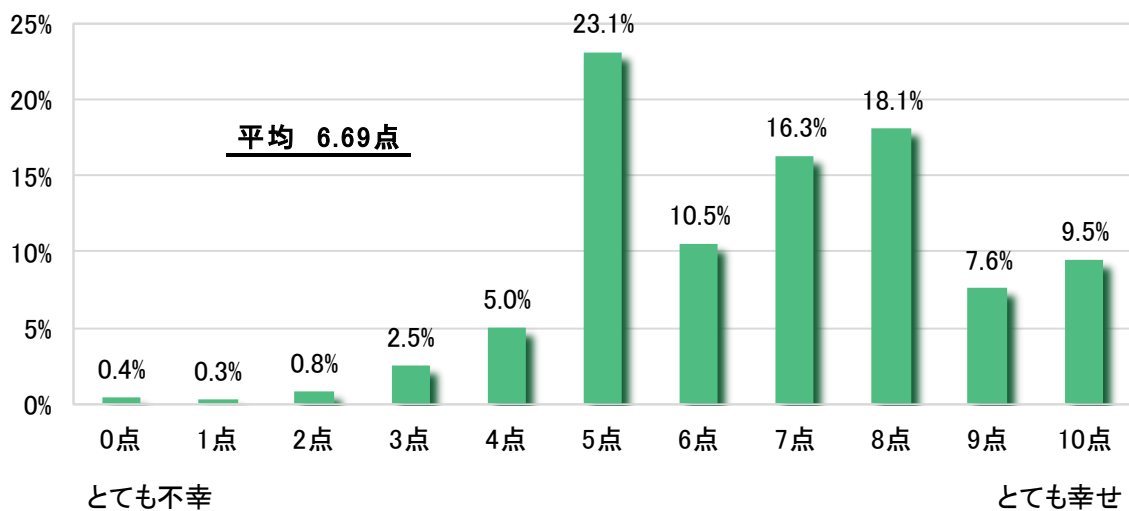
図表 2-4-3 現在の健康状況 (n=2,135)



(4) 幸せの程度

現在の幸せの程度について、「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点としてたずねたところ、「5点」と回答した高齢者の割合23.1%と最も多く、次いで「8点」が18.1%となっています。平均点数は6.69点となっています。

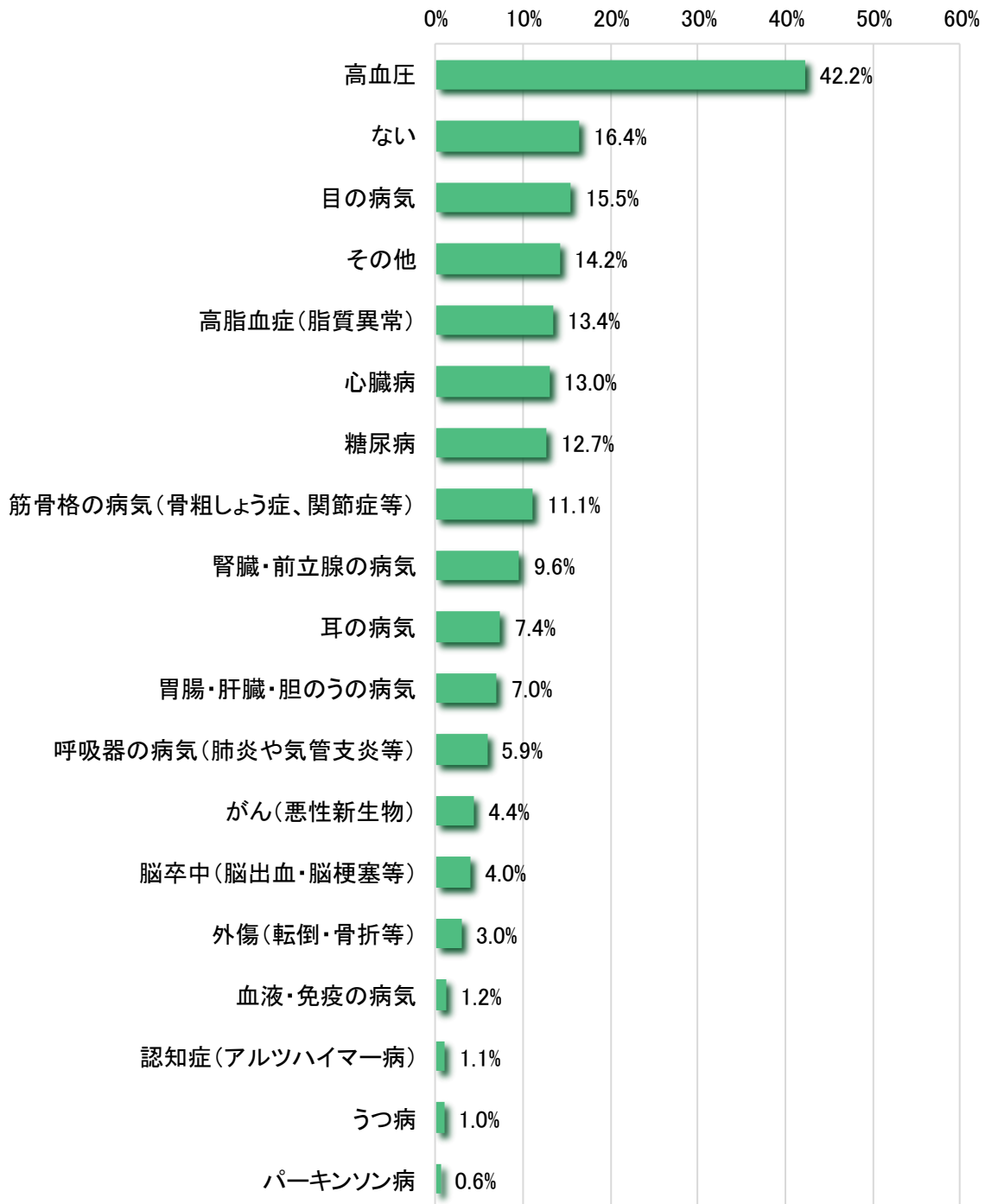
図表 2-4-4 幸せの程度 (n=2,135)



(5) 現在治療中または後遺症のある病気

現在治療中または後遺症のある病気については、「高血圧」の割合が42.2%と最も高く、次いで「ない」が16.4%、「目の病気」が15.5%となっています。

図表 2-4-5 現在治療中、または後遺症のある病気 (n=2,135)

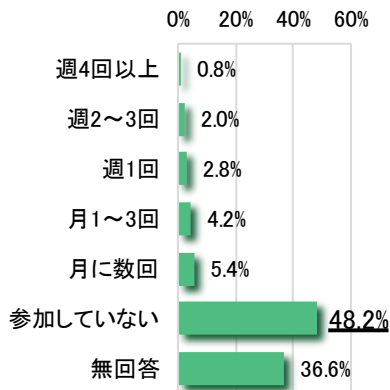


(6) 地域での活動

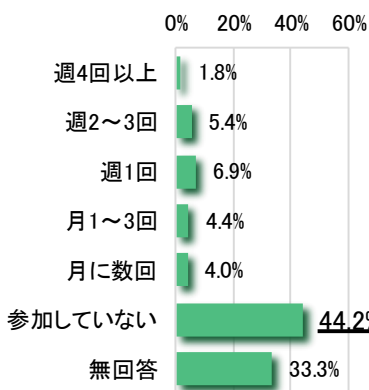
地域での活動にどの程度参加しているかについてみると、「③趣味関係のグループ」「⑥町内会・自治会」のほかは、「参加していない」の割合が4割を超えています。

図表 2-4-6 地域での活動 (n=2,135)

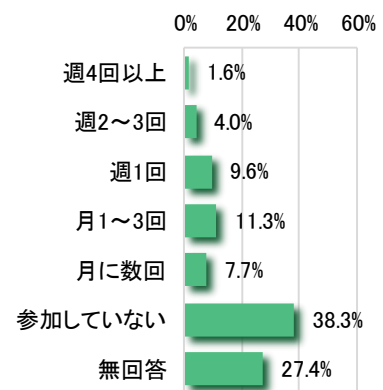
① ボランティアグループ



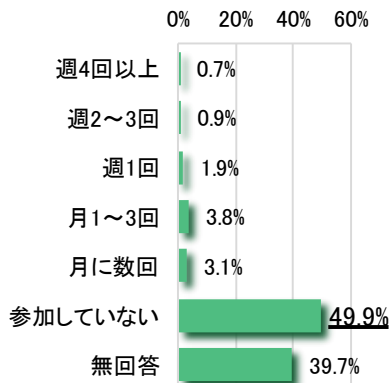
② スポーツ関係のグループやクラブ



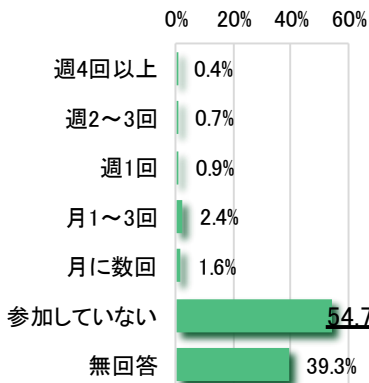
③ 趣味関係のグループ



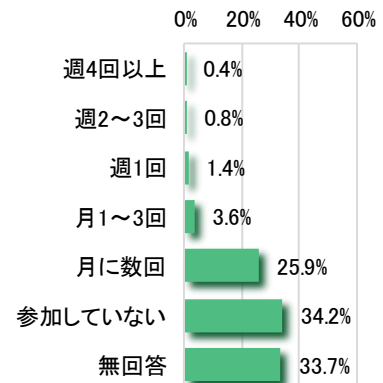
④ 学習・教養サークル



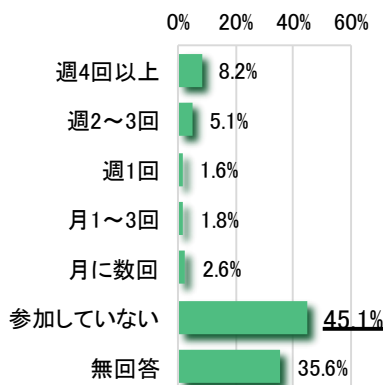
⑤ 老人クラブ



⑥ 町内会・自治会



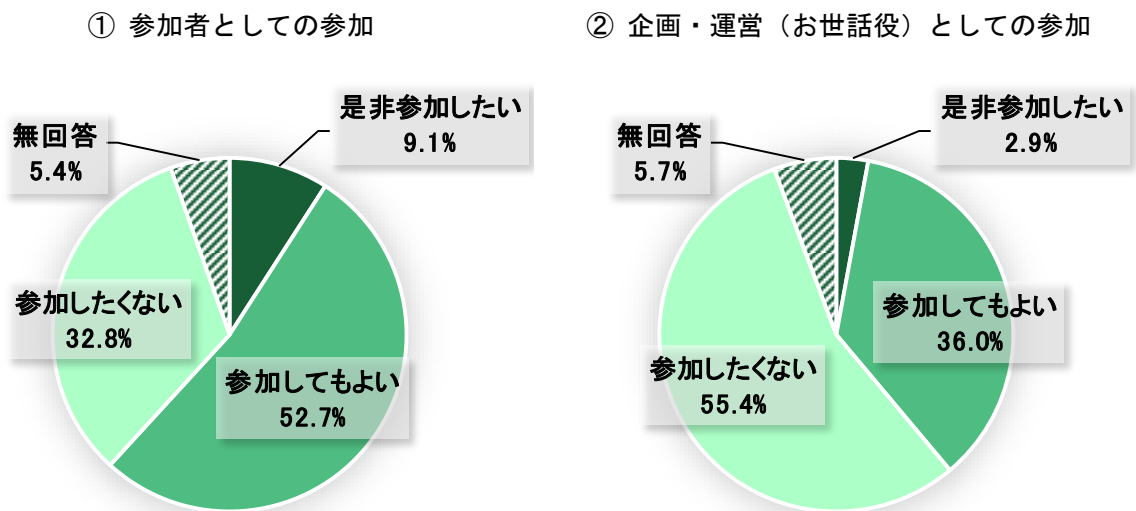
⑦ 収入のある仕事



(7) 地域づくり活動への参加意向

地域住民の有志によって健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って生き生きとした地域づくりを行う場合、「参加者」または「企画・運営（お世話役）」としての参加意向については、「参加者」としては「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせると、6割以上の高齢者は参加意向がありますが、「企画・運営（お世話役）」としては「参加したくない」が5割を超えています。

図表 2-4-7 地域づくり活動への参加意向 (n=2,135)



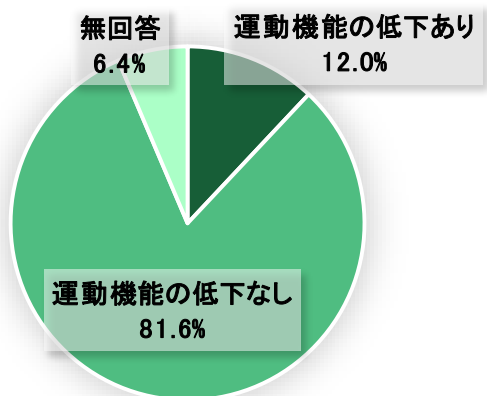
(8) 生活機能等の判定

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果からみた調査回答高齢者 2,135 人の生活機能の状況は以下のとおりです。

図表 2-4-8 生活機能等の判定

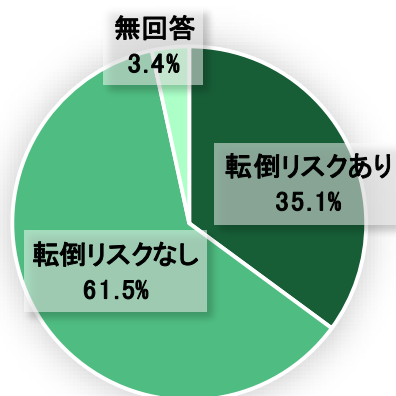
① 運動機能の低下

運動機能の低下については、12%の高齢者が「該当あり」となっています。



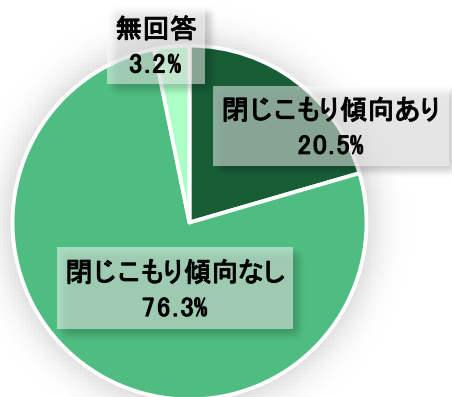
② 転倒リスク

転倒リスクについては、35.1%の高齢者が「該当あり」となっています。



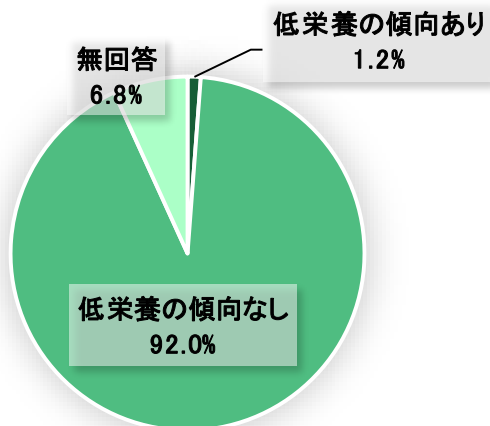
③ 閉じこもりの傾向

閉じこもりの傾向については、20.5%の高齢者が「該当あり」となっています。



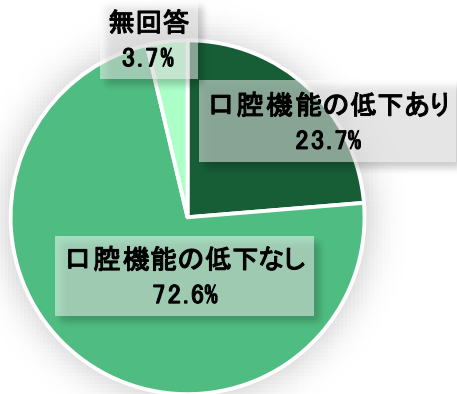
④ 低栄養の傾向

低栄養の傾向については、1.2%の高齢者が「該当あり」となっています。



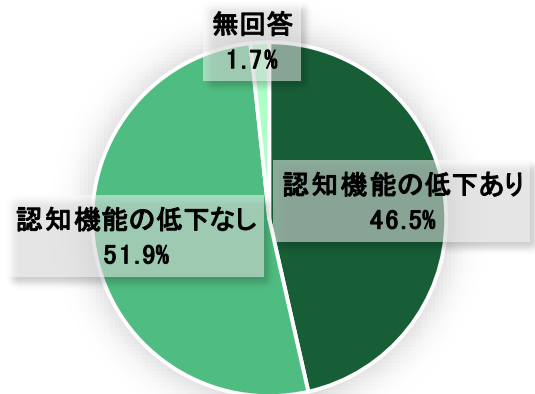
⑤ 口腔機能の低下

口腔機能の低下については、23.7%の高齢者が「該当あり」となっています。



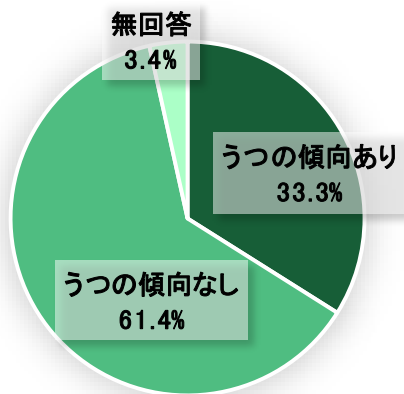
⑥ 認知機能の低下

認知機能の低下については、46.5%の高齢者が「該当あり」となっています。



⑦ うつの傾向

うつの傾向については、33.3%の高齢者が「該当あり」となっています。



(注1) ここでいう「認知機能の低下」とは、「物忘れ」「見間違い」「聞き間違い」などのことをさしています。

第3章 基本理念と目標

第1節 基本理念

高齢化が急速に進む中、これからの高齢社会を支えていくには、行政のサービスだけではなく、各事業者、関係機関、地域住民などの連携が欠かせません。さらに、高齢者の社会参加を促し、高齢者自身が有する能力を社会の中で発揮し、「支える側」「支えられる側」といった画一的な関係性ではなく、世代を超えてお互いが認め合い、地域全体で支え合う地域共生社会を実現することが大切です。

本計画では、北広島市に住むすべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で支え合えるまちづくりの実現をめざします。

基本理念

高齢者をはじめすべての方が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を送ることができる、地域共生社会の実現

第2節 基本目標

基本目標1 介護予防と自立支援

高齢者がその有する能力に応じて、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるようにするため、高齢者の自立支援や介護予防に関する普及啓発に取り組むほか、地域ケア会議における多職種連携の取組の推進、高齢者支援センターの強化など、自立支援、介護予防、重度化防止に向けて取り組みます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、日常生活を支援する多様な生活支援・介護予防サービス等についても体制の整備を進めます。

※ 本市では地域包括支援センターを「高齢者支援センター」と呼称しています。

重点課題

日常生活を支援する体制整備

基本目標2 介護保険サービスの充実

認知症や要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、介護保険サービスのさらなる基盤整備のほか、医療と介護との連携を強化し、地域における継続的なサービス提供体制の充実を図ります。

重点課題

介護給付等対象サービスの充実・強化

基本目標3**地域支援体制の推進**

高齢者の生活を総合的に支えるため、高齢者支援センターが中心となり、地域で適切な支援が行われる環境整備に取り組むとともに、地域ケア会議の開催を通じて地域関係者を含めたネットワークづくりの強化を図ります。

認知症施策では、適切なケア体制の充実を図るとともに、認知症に対する理解を深め、認知症高齢者等 SOS ネットワークなどの地域で支え合える体制づくりに努めます。

また、高齢者が気軽に交流できる場を開設し、NPO 法人などの参画による運営を進め、市民で支える人材の育成や団体の支援を図ります。

高齢者の尊厳確保と虐待防止への取組は、相談に対し、迅速かつ適切に対応できるよう「高齢者虐待防止相談対応マニュアル」に基づき、関係機関等と連携して対応します。

重点課題

- ① 地域包括ケアシステムの基盤整備
- ② 在宅医療・介護連携を図るための体制整備
- ③ 認知症施策の推進
- ④ 介護に取り組む家族等への支援の充実
- ⑤ 高齢者虐待の防止と権利擁護施策の推進
- ⑥ 高齢者の住まいの安定的な確保

基本目標4**生きがいと社会参加の促進**

高齢者がこれまで培った知識と経験を生かした社会参加を推進し、地域を支える担い手として活躍ができる環境の整備を進め、生きがいを持って地域の中で豊かな生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

重点課題

生きがいと社会参加の促進

基本目標5

適切な介護保険事業の運営

平成30年度以降、医療計画と介護保険事業計画の見直しのサイクルが一致することから、医療提供体制の整備と在宅医療・介護の連携等の地域包括ケアシステムの深化・推進が一体的に行われるよう、計画の整合性の確保が必要となります。

そのため、医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設け、地域医療構想も踏まえたうえで、介護保険サービス見込み量と在宅医療の整備目標が整合的なものとなるよう、より緊密な連携を図ります。

また、介護保険事業が健全に機能するよう介護保険サービスの情報を適切に公表するとともに、地域課題を分析のうえ目標に対する実績を評価するなど、適切な介護保険事業の運営に向けたPDCAサイクルの推進を図ります。

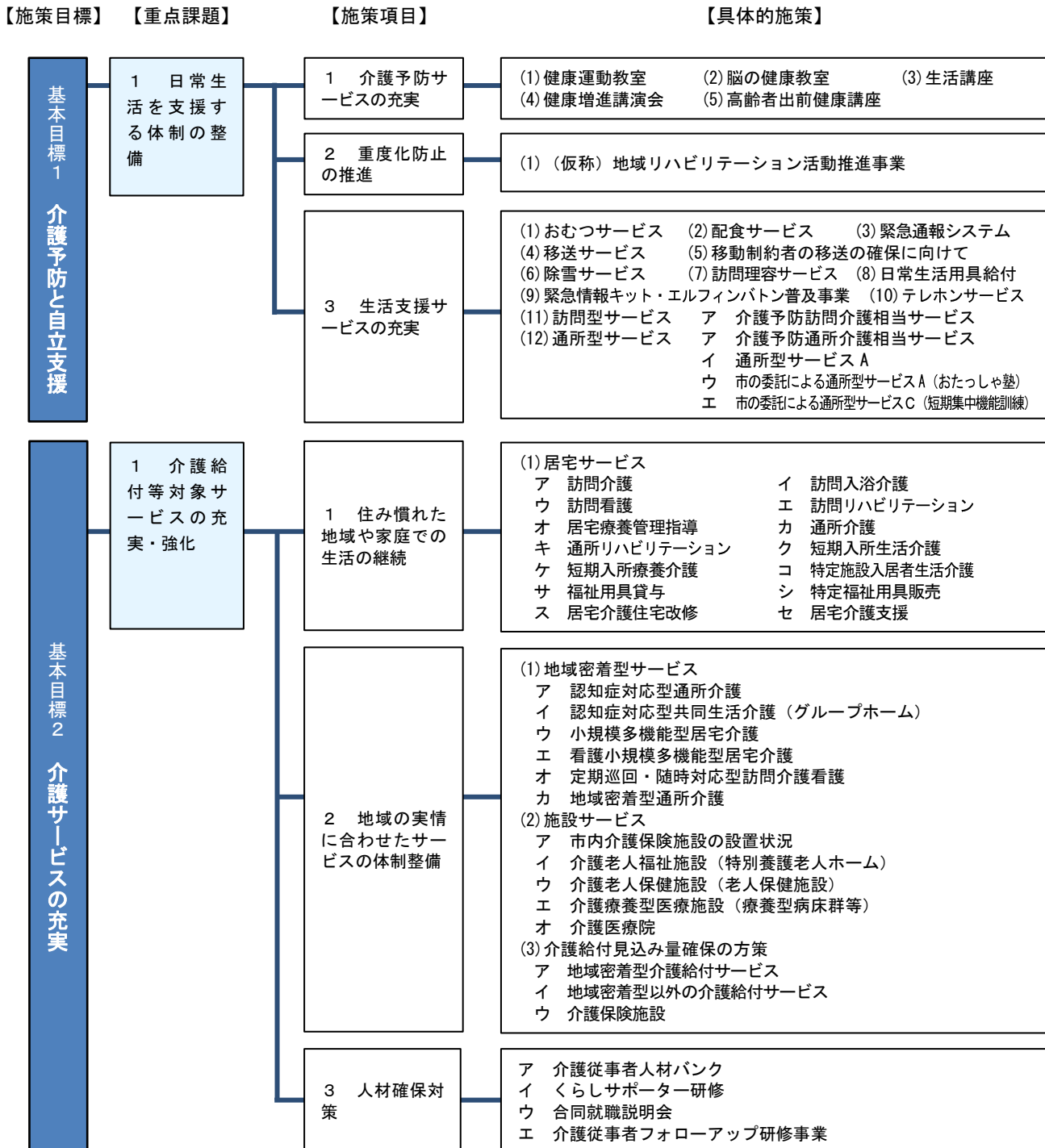
重点課題

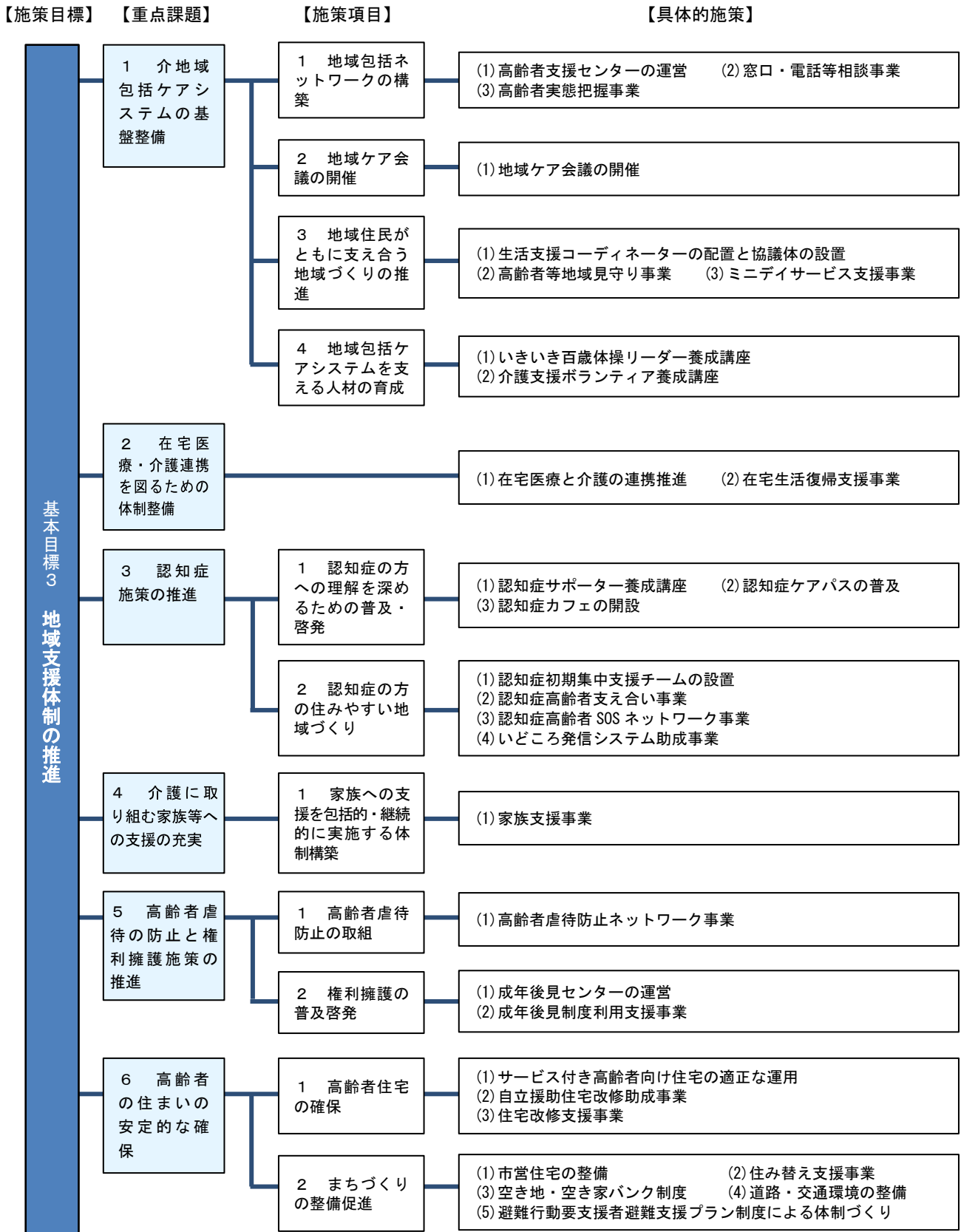
- (1) 効果的・効率的な介護給付の促進
- (2) 医療計画との整合性の確保
- (3) 介護保険サービス情報の公表
- (4) 介護保険制度の立案および運用に関するPDCAサイクルの推進

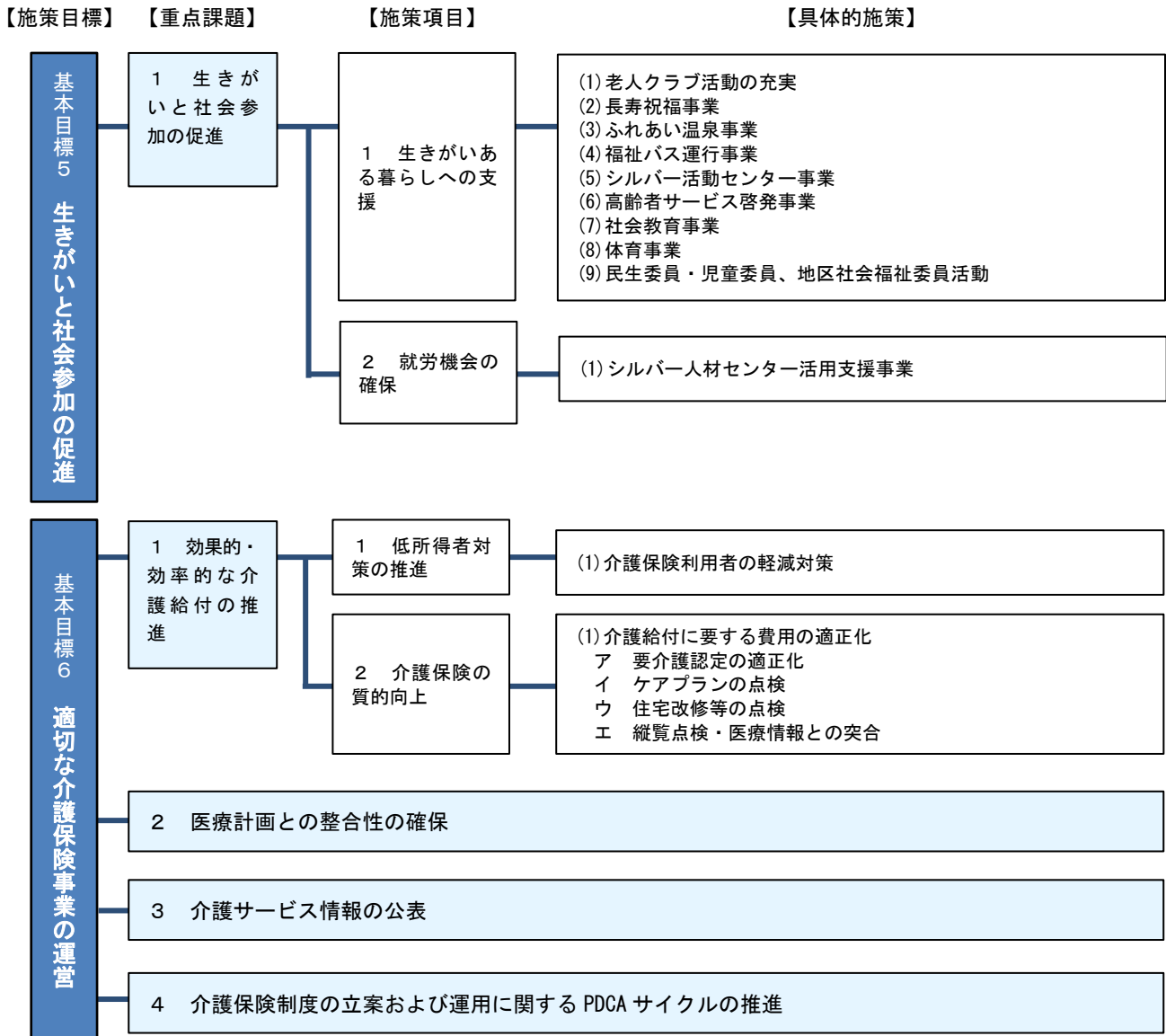
第3節 施策の体系

図表 3-3-1 施策体系

基本理念 高齢者をはじめ、すべての方が住みなれた地域でいつまでも自分らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現







第4章 介護予防と自立支援

第1節 日常生活を支援する体制の整備

1 介護予防サービスの充実

(1) 健康運動教室等

一般高齢者（要介護認定者を除く。）を対象に転倒予防をめざします。

地区会館などで、椅子を使う運動を中心に、栄養や口腔ケアに関する知識等を総合的に学習する教室と、水中運動を中心に行う教室があります。

運動に取り組むきっかけを作るとともに、継続できるように高齢者支援センターと連携して開催します。

図表 4-1-1 健康運動教室等の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
健康運動教室	参加者数	70	70	100	60	65	70
		41	41	60			
	コース数(回)	5	5	5	5	5	5
		5	4	5			
水中運動教室	参加者数	45	45	45	90	90	90
		61	58	86			
	コース数(回)	3	3	3	3	3	3
		3	3	3			

(注1) 第6期計画の列の上段は計画値、下段は実績値（平成29年度は見込値）です。

以下、この章において同様です。

(2) 脳の健康教室

物忘れが気になる70歳以上の方（要介護認定者を除く。）を対象に、読み書き、計算の学習と、学習サポーターとの交流を通じて、認知症予防をめざします。

脳の健康教室は平成30年度で終了し、平成31年度以降は、認知症予防に効果的な運動の継続や生活習慣病の重症化予防、通いの場への参加支援等を推進しながら、認知症予防をめざす取組を継続していきます。

図表 4-1-2 脳の健康教室の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
脳の健康教室	参加者数	20	20	20	20	廃止	
		19	17	19			
	実施回数(回)	1	1	1	1		
		1	1	1			
	クラス会 参加者数	15	15	15	20		
		19	7	15			
	クラス会 実施回数(回)	1	1	1	1		
		1	1	1			
	学習 サポーター数	15	15	15	20		
		19	17	18			

(3) 生活講座

65歳以上の男性（要介護認定者を除く。）を対象に、調理の実技を中心に、バランスのとれた食事や口腔ケアに関する知識等を総合的に学習し、調理等の自立をめざします。

図表 4-1-3 生活講座の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活講座	参加者数	20	20	40	20	20	20
		15	11	13			
	コース数(回)	1	1	2	2	2	2
		1	1	2			

(4) 健康増進講演会

生活習慣病予防や転倒予防、認知症予防など、高齢者の健康維持や介護予防に関する知識を普及します。

図表 4-1-4 健康増進講演会の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
健康増進講演会	参加者数	150	150	150	150	150	150
		550	158	115			
	実施回数(回)	2	2	2	1	1	1
		1	2	1			

(5) 高齢者出前健康講座

市民団体や小グループ等からの依頼に応じて、生活習慣病予防や転倒予防、認知症予防など、高齢者の健康維持や介護予防に関する知識を普及します。

図表 4-1-5 高齢者出前健康講座の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
高齢者 出前健康講座	参加者数	600	600	600	500	500	500
		527	463	500			
	実施回数(回)	30	30	30	25	25	25
		24	20	20			

2 重度化防止の推進

介護が必要となった方においても、身体機能を低下させることなく、自分の能力を活用し、自立した生活が継続できるよう、特定健診等の結果などに基づく保健指導、自立支援ケア会議で蓄積した多職種からの助言に基づき、自立支援や重度化予防を視野に入れたケアプラン作成を行えるよう、高齢者支援センターや居宅介護支援事業所等と連携し、効果的な事業のあり方を検討します。

(仮称) 地域リハビリテーション活動推進事業

リハビリテーションに関する専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）が住民主体の通いの場等へ出向き、高齢者の身体能力を評価し改善の可能性を助言することで、介護予防の取組を総合的に支援します。

図表 4-1-6 (仮称) 地域リハビリテーション活動推進事業の見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(仮称) 地域リハビリ テーション活動 推進事業	参加者数	-	-	-	-	-	20
		-	-	-			
	団体数(団体)	-	-	-	-	-	1
		-	-	-			

3 生活支援サービスの充実

(1) おむつサービス

在宅で寝たきりの高齢者または重度身体・知的障がい者で常時おむつを使用している方を対象に、「紙おむつ購入助成券」を交付し、紙おむつの購入費を助成します。

利用者は計画値を下回っていますが、今後も利用者が見込まれることから、介護者の経済的負担を軽減するため、事業を継続して実施します。

図表 4-1-7 おむつサービスの実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
おむつサービス	利用者数	270	280	290	245	245	245
		235	240	240			

(2) 指定ごみ袋の助成

常時紙おむつを使用している方に指定ごみ袋を一定枚数交付します。交付対象となる方は、次のいずれかに該当する方です。

- ① 北広島市紙おむつ購入助成券の交付を受けている方
- ② 要介護4以上の認定を受けている方

(3) 配食サービス

食事を作ることが困難な高齢者および障がい者に対し、夕食時に栄養バランスのとれた食事を自宅へ届けることで、利用者の安定した食生活を確保し、自立した生活を送ることを支援するとともに、配達時に安否確認を行います。

また、高血圧や糖尿病など、食事に制限のある方には、医師の指示に従った「治療食」を提供します。

利用者数は、平成27年度と比べて減少していますが、今後も利用者に満足されるサービスの提供に努めます。

図表 4-1-8 配食サービスの実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配食サービス	利用者数	340	360	380	330	340	350
		340	301	320			
	延べ食数(食)	49,000	52,000	55,000	51,000	51,500	52,000
		49,946	49,712	50,000			

(4) 緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者の方で持病のある方や健康上の不安のある方に、急病等の緊急事態を通報できる装置とペンダント型発信機を貸与します。火災やガス漏れセンサーもあわせて設置することができます。

委託事業者への通報により、協力員や緊急時には消防署へ救援出動を要請するものです。また、毎月1回、利用者の安否確認の電話サービスを行います。

携帯電話の普及に伴い、利用世帯は減少傾向ですが、緊急時に有効な制度であることから、今後も継続します。

図表 4-1-9 緊急通報システムの実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
緊急通報システム	新規設置数(か所)	30	35	45	5	5	5
		15	3	4			
	利用世帯数(世帯)	160	175	195	110	105	100
		139	109	112			

(5) 移送サービス

要介護4または5の認定を受けた方、下肢または体幹機能の重度障がい者で、移動に際し車いすやストレッチャーを利用し、介助が必要な方に対して、医療機関や心身障がい者総合相談所への送迎に民間事業者を活用して行います。

一般交通機関の利用が困難な方の移動手段であり、在宅で自立した生活を継続するために必要であることから、事業を継続して実施します。

図表 4-1-10 移送サービスの実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移送サービス	利用者数	70	70	70	60	60	60
		68	60	60			
	延べ回数(回)	2,446	2,446	2,446	1,170	1,170	1,170
		1,442	1,164	1,164			

(6) 移動制約者の移送の確保に向けて

NPO 法人等によるボランティア輸送について、道路運送法の許可を得るために必要な福祉有償運送運営協議会を設置し、公共交通機関により移動が困難な要介護認定者、身体障がい者、その他の移動制約者の移送の確保を図ります。

(7) 除雪サービス

除雪作業が困難な高齢者および身体障がい者の世帯で、市内に除雪を支援する親族がいない低所得の世帯に対し、ボランティア等の協力員が玄関から公道までの通路部分の除雪を行います。

除雪の担い手となるボランティアの確保が困難となっており、事業者等への依存割合が増す傾向となっています。

平成 29 年度からは、従来の除雪サービスに加えて道路に面した間口の置き換え処理を選択できるように、事業内容を見直して実施しています。

図表 4-1-11 除雪サービスの実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
除雪サービス	利用者数	310	320	350	280	290	290
		266	271	280			

(8) 訪問理容サービス

在宅で寝たきりの状態にあり、自力で理髪店へ出向くことができない高齢者および重度身体障がい者に対し、理容師が利用者宅を訪問して散髪を行います。

寝たきりの高齢者等にとって、散髪により身だしなみを整え、清潔で快適な生活を送ることは大切なことから、今後も事業を継続して実施します。

図表 4-1-12 訪問理容サービスの実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問理容サービス	利用者数	70	75	80	55	55	55
		57	54	52			

(9) 日常生活用具給付

ひとり暮らしの高齢者に対し、電磁調理器、火災報知器、自動消火器の給付を行い、在宅生活での事故防止や不安の解消につなげる事業です。

現在の基準では市場価格との乖離もみられたことから、負担額や基準額を見直して事業を実施します。

今後は、当該事業について周知を図りながら必要な方にサービスを届けるよう努めてまいります。第7期計画期間中の実績を検証し、当該事業の必要性を検討していきます。

図表 4-1-13 日常生活用具給付の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具 給付	利用者数	4	4	10	1	1	1
		0	0	0			

(10) 緊急情報キット・エルフィンボタン普及事業

高齢者と障がい者を対象に、救急時に活用する医療情報等を記入するカードと、冷蔵庫に収納する筒型ケース（エルフィンボタン）を配布します。救急医療の現場で、本人が話せない状況でも、本人の持病や服薬などの情報を医療従事者等に正確に伝えることができるものです。

エルフィンボタンを保管することで、ひとり暮らし高齢者等の生活不安を軽減できることや救急医療の現場での活用が報告されていることから、今後もエルフィンボタンの普及に努めます。

平成22年度に事業を開始し、7年が経過しましたが、緊急連絡先や服用している薬などの情報が配布されたときそのままになっていますので、情報更新の呼び掛けを行います。

図表 4-1-14 緊急情報キット・エルフィンボタン普及事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
緊急情報キット・エルフィンボタン普及事業	配付世帯数 (世帯)	500	500	500	500	500	500
		259	486	490			

(11) テレホンサービス

ひとり暮らしの高齢者の方に、ボランティアが電話をかけ、健康状態や日常生活での困りごと等を聞くことにより、コミュニケーションを図ります。ひとり暮らしの高齢者にとっての話し相手や、安否確認に役立っています。

平成29年度から、要介護認定を受けていない方に対して、6か月に1回程度、自宅を訪問して安否確認を行うなど事業内容を変更して実施しています。

図表 4-1-15 テレホンサービスの実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
テレホンサービス	利用者数	2	3	10	8	8	9
		6	6	5			

(12) 訪問型サービス

介護予防訪問介護相当サービス

従来の介護予防訪問介護に相当するサービスで、事業対象者及び要支援 1・2の方が対象です。

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。

要介護状態になることをできる限り防ぐ、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

※ 事業対象者とは、「基本チェックリスト」を用い、心身機能の状況を検証し、要介護・要支援になるリスクが高いと判定された方です。

図表 4-1-16 介護予防訪問介護相当サービスの実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防 訪問介護 相当サービス	利用者数	-	-	-	188	193	198
		-	-	76			
(参考) 介護予防 訪問介護	利用者数	212	210	0	-	-	-
		207	188	169			

(13) 通所型サービス

ア 介護予防通所介護相当サービス

従来の介護予防通所介護に相当するサービスで、事業対象者及び要支援 1・2の方が対象です。

日中、デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、家族の介護負担軽減を図ります。

要介護状態になることをできる限り防ぐ、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

図表 4-1-17 介護予防通所介護相当サービスの実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防 通所介護 相当サービス	利用者数	-	-	-	380	400	420
		-	-	190			
(参考) 介護予防 通所介護	利用者数	414	460	0	-	-	-
		338	380	344			

イ 通所型サービス A

事業対象者及び要支援 1・2の方が対象となるサービスで、市の指定を受けた事業者が設置する施設に通い、運動、レクリエーションなどをすることができます。

従来の介護予防通所介護に比べて事業者の人員配置等の指定基準を緩和しており、事業者ごとに多様なサービスを提供することができます。

ウ 市の委託による通所型サービスA（おたっしや塾）

事業対象者および要支援1・2の方を対象に、教養講座、創作活動、軽スポーツ、世代間交流などを通して、自立した生活の支援や社会的孤立感の解消を図ります。

平成28年度までは二次予防事業の「生きがいデイサービス」として実施していましたが、平成29年度は総合事業の実施に伴い、介護予防・生活支援サービス事業として実施しています。

なお、平成30年度からは、「イ 通所型サービスA」の指定方式に切り替え、サービスを提供することとするため、委託方式は終了します。

エ 市の委託による通所型サービスC（短期集中機能訓練）

事業対象者および要支援1・2の方を対象に、最長6か月の間に、リハビリテーション専門職による週1回の通所個別訓練と、期間中に2回の家庭訪問を行うことで、日常生活動作の機能向上と自立した生活をめざします。

平成28年度までは二次予防事業の「機能訓練教室」として実施していましたが、平成29年度からは総合事業の実施に伴い、介護予防・生活支援サービス事業として実施しています。

図表 4-1-18 通所型サービスCの実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市の委託による 通所型サービスC (短期集中 機能訓練)	参加者数	15	15	60	15	15	15
		17	13	12			
	延べ参加 回数(回)	450	450	450	360	360	360
		503	440	288			

第5章 介護保険サービスの充実

第1節 介護給付等対象サービスの充実・強化

1 住み慣れた地域や家庭での生活の継続

(1) 居宅サービス

ア 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助を行うサービスです。

身体介護とは利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作（ADL）や意欲の向上のために利用者とともに行う自立支援のためのサービスです。

生活援助とは身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障がいや病気等のために本人もしくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービスです。

図表 5-1-1 訪問介護・介護予防訪問介護の実績と見込み

（単位：人/月）

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	525	522	321	365	401	434	545
	509	504	494				
介護予防 （要支援）	212	210	0	-	-	-	-
	207	188	161				
介護 （要介護）	313	312	321	365	401	434	545
	302	316	333				
（参考） 総合事業	-	-	-	188	193	198	223
	-	-	97				

（注1） 第6期計画の列の上段は計画値、下段は実績値（平成29年度は見込値）です。

以下、この章において同様です。

イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の自宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

図表 5-1-2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問入浴介護	13	14	16	9	10	11	19
	9	8	8				
介護予防 (要支援)	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0				
介護 (要介護)	13	14	16	9	10	11	19
	9	8	8				

ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示に基づき、看護師等が利用者の自宅を訪問し、健康状態の確認、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。

図表 5-1-3 訪問看護・介護予防訪問看護の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問看護	196	203	217	311	355	398	494
	217	248	272				
介護予防 (要支援)	48	54	61	40	41	41	50
	46	45	41				
介護 (要介護)	148	149	156	271	314	357	444
	171	203	231				

エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師などの専門職が利用者の自宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために機能訓練を行うサービスです。

図表 5-1-4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問 リハビリテーション	46	45	46	65	75	87	125
	48	49	56				
介護予防 (要支援)	10	9	8	17	21	25	45
	7	9	13				
介護 (要介護)	36	36	38	48	54	62	80
	41	40	43				

オ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な方に対して、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが利用者の自宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。

また、介護支援専門員（以下この章において「ケアマネジャー」といいます。）に対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。

図表 5-1-5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅療養管理指導	315	368	435	367	446	530	660
	195	234	292				
介護予防 (要支援)	37	41	45	18	19	21	27
	16	17	17				
介護 (要介護)	278	327	390	349	427	509	633
	179	217	275				

カ 通所介護・介護予防通所介護

日中、通所介護施設（デイサービスセンター）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

図表 5-1-6 通所介護・介護予防通所介護の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
通所介護	920	981	550	421	435	447	495
	903	785	736				
介護予防 (要支援)	414	460	0	-	-	-	-
	388	381	330				
介護 (要介護)	506	521	550	421	435	447	495
	515	404	406				
(参考) 総合事業	-	-	-	381	391	401	451
	-	-	209				

キ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や診療所、病院に通ってもらい、日常生活の自立を助けるために理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、柔道整復師などが必要な機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

図表 5-1-7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
通所 リハビリテーション	250	279	317	444	525	606	782
	268	332	377				
介護予防 (要支援)	89	105	122	165	195	227	300
	88	126	140				
介護 (要介護)	161	174	195	279	330	379	482
	180	206	237				

ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

一定期間、介護から解放される利用者家族にとって、自分の時間を持つことができたり介護負担の軽減を図ることができます。

また、利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時にも役に立ちます。

図表 5-1-8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
短期入所生活介護	117	116	122	110	113	113	139
	101	108	113				
介護予防 (要支援)	12	14	17	5	6	7	13
	4	3	10				
介護 (要介護)	105	102	105	105	107	106	126
	97	105	103				

ケ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所してもらい、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師などによる医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。

一定期間、介護から解放される利用者家族にとって、自分の時間を持つことができたり介護負担の軽減を図ることができます。

また、利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時にも役に立ちます。

図表 5-1-9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
短期入所療養介護	29	31	36	29	33	38	47
	22	26	26				
介護予防 (要支援)	1	1	1	0	0	0	0
	0	1	0				
介護 (要介護)	28	30	35	29	33	38	47
	22	25	26				

コ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護サービス事業所としての指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

図表 5-1-10 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
特定施設入居者生活介護	151	167	182	175	195	216	273
	129	141	155				
介護予防(要支援)	46	49	52	34	38	41	55
	29	32	32				
介護(要介護)	105	118	130	141	157	175	218
	100	109	123				

サ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。

図表 5-1-11 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
福祉用具貸与	601	657	734	852	955	1,053	1,314
	643	707	760				
介護予防(要支援)	174	202	232	203	226	248	306
	170	181	185				
介護(要介護)	427	455	502	649	729	805	1,008
	473	526	575				

シ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。福祉用具販売では、その用途が「貸与になじまないもの」である用具の販売を行っています。

図表 5-1-12 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
特定福祉用具販売	27	30	33	21	23	25	31
	17	18	14				
介護予防 (要支援)	10	11	11	8	9	10	11
	7	7	7				
介護 (要介護)	17	19	22	13	14	15	20
	10	11	7				

ス 居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の利用者が、住み慣れた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行うサービスです。利用者だけではなく周りで支える家族の意見も踏まえて改修計画を立てていきます。

図表 5-1-13 居宅介護住宅改修・介護予防居宅介護住宅改修の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅介護住宅改修	29	32	36	26	27	30	38
	23	23	23				
介護予防 (要支援)	18	21	24	12	13	15	20
	10	10	10				
介護 (要介護)	11	11	12	14	14	15	18
	13	13	13				

セ 居宅介護支援・介護予防支援

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、利用者・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画・介護予防サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

制度上「自宅」とされる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の利用者（入居者）も利用します。

図表 5-1-14 居宅介護支援・介護予防支援の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅介護支援	1,568	1,657	1,777	1,876	2,025	2,154	2,736
	1,600	1,703	1,739				
介護予防 (要支援)	688	746	805	707	760	813	1,074
	665	691	669				
介護 (要介護)	880	911	972	1,169	1,265	1,341	1,662
	935	1,012	1,070				

2 地域の実情に合わせたサービスの体制整備

(1) 地域密着型サービス

第6期介護保険事業計画期間中に、認知症対応型共同生活介護事業所9人2ユニットを2か所と小規模多機能型居宅介護事業所を2か所の公募を行い、開設しました。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、平成27年度に2回の公募を行いました。該当事業者がなく開設には至りませんでした。

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

図表 5-1-15 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	15	15	33	40	42	42
	4	17	23				
介護(要介護)	0	15	15	33	40	42	42
	4	17	23				

イ 地域密着型通所介護

日中、利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

図表 5-1-16 地域密着型通所介護の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型通所介護	0	0	0	162	175	185	213
	0	141	149				
介護 (要介護)	-	-	-	162	175	185	213
	-	141	149				

ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。

図表 5-1-17 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型 通所介護	55	57	60	43	47	51	91
	31	35	53				
介護予防 (要支援)	1	1	1	0	0	0	0
	0	0	0				
介護 (要介護)	54	56	59	43	47	51	91
	31	35	53				

エ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。

図表 5-1-18 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
小規模多機能型 居宅介護	49	74	73	23	28	33	40
	20	13	17				
介護予防 (要支援)	10	15	15	1	1	1	1
	2	0	0				
介護 (要介護)	39	59	58	22	27	32	39
	18	13	17				

オ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。

少人数(5~9人)の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることをめざします。

図表 5-1-19 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型 共同生活介護	168	204	204	207	207	207	243
	169	179	193				
介護予防 (要支援)	1	1	1	0	0	0	0
	1	0	0				
介護 (要介護)	167	203	203	207	207	207	243
	168	179	193				

カ 看護小規模多機能型居宅介護

「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする方が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になります。

図表 5-1-20 看護小規模多機能型居宅介護の実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
看護小規模多機能型 居宅介護	23	24	25	25	25	25	25
	16	22	24				
介護 (要介護)	23	24	25	25	25	25	25
	16	22	24				

(2) 施設サービス

介護療養型医療施設については、市内に3か所ありましたが、そのうち2か所が平成27年2月および28年12月に介護保険施設から医療施設に転換し、廃止となりました。このため、利用者、給付費ともに減少しました。

ア 市内の介護保険施設の設置状況

図表 5-1-21 市内の介護保険施設の設置状況

(単位：か所)

	施設数	ベッド数(床)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	3	250
介護老人保健施設 (老人保健施設)	2	190
介護療養型医療施設 (療養型病床群等)	1	60
計	6	500

(注1) 平成29年9月30日現在

イ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられます。介護老人福祉施設は、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれています。

図表 5-1-22 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	198	213	228	182	182	182	232
	174	176	182				
介護 (要介護)	198	213	228	182	182	182	232
	174	176	182				

ウ 介護老人保健施設（老人保健施設）

入所者に対して機能訓練などの医療サービスを提供し、家庭への復帰をめざす施設です。

利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護、機能訓練、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護などを併せて受けることができます。

図表 5-1-23 介護老人保健施設（老人保健施設）の利用実績と見込み

(単位：人/月)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人保健施設	144	144	144	128	128	128	158
	118	109	128				
介護 (要介護)	144	144	144	128	128	128	158
	118	109	128				

エ 介護療養型医療施設（療養型病床群等）

慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）です。病状は安定していても自宅での療養生活は難しい方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、機能訓練などを受けることができます。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度が高い方を対象にしています。

なお、介護療養型医療施設は、平成35年度をもって廃止となる予定です。

図表 5-1-24 介護療養型医療施設（療養型病床群等）の利用実績と見込み

（単位：人/月）

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護療養型医療施設	39	39	39	15	15	15	-
	25	26	15				
介護 (要介護)	39	39	39	15	15	15	-
	25	26	15				

オ 介護医療院

今後増加が見込まれる慢性期の医療や介護ニーズに対応するため、日常的な医学的管理が必要な重度の介護者の受入れや看取り等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

図表 5-1-25 介護医療院の利用見込み

（単位：人/月）

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護医療院	-	-	-	0	0	0	15
	-	-	-				
介護 (要介護)	-	-	-	0	0	0	15
	-	-	-				

(3) 介護給付見込み量確保の方策

ア 地域密着型介護給付サービス

地域密着型介護給付サービスについては、平成30年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を公募し、「北広島市地域密着型サービス等運営委員会」において、事業者の選考を実施します。

事業者の選考にあたっては、審査基準を設定したうえで、審査基準を満たす事業者がない場合には、再募集などの方法により、良質なサービスの提供の確保を図ります。

イ 地域密着型以外の介護給付サービス

地域密着型以外の介護給付サービスについては、既存のサービス事業者の事業拡大や提供サービスの多様化により、供給量は確保できると見込んでいます。

ウ 介護保険施設

市内における介護保険施設のベッド数は、500床（介護老人福祉施設250床、介護老人保健施設190床、介護療養型医療施設60床）を有しています。

介護保険施設には待機者も多く、需要はあるものと見込まれますが、介護老人福祉施設の入所は原則として要介護3以上の方に限られています。また、介護療養型医療施設は、平成35年度をもって廃止することとされています。

第7期計画期間中においては、平成30年度に創設される介護医療院についての検討を進めていくことと併せて、すべての方が個々に持っている能力を活用した上で各種のサービスを利用し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるような体制を整備することに重点を置くこととして、新たな介護保険施設の整備は行わず、現状の施設で対応することとします。

3 人材確保対策

介護従事者の確保は喫緊の課題ですので、新たな支援策や離職防止に向けた取組を検討し、関係機関との連携により、介護サービス提供体制の確保に努めます。

ア 介護従事者人材バンク

平成29年度から市内の介護施設等で就労を希望する方を支援するため、介護従事者人材バンクを設置しています。人材バンクに登録すると、施設が採用を希望したときに、施設から連絡がくる仕組みとなっています。

図表 5-1-26 介護従事者人材バンクの実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護従事者 人材バンク	登録者数	-	-	-	10	10	10
		-	-	8			
	就労者数	-	-	-	8	8	8
		-	-	5			

イ 暮らしサポーター研修

ヘルパー等の資格がない方でも市独自の研修を受講することによって、市内の事業所で働くきっかけをつくることを目的として、平成29年度から実施しています。

図表 5-1-27 暮らしサポーター研修の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
暮らしサポーター 研修	開催回数 (回)	-	-	-	1	1	1
		-	-	1			
	参加者数	-	-	-	20	20	20
		-	-	37			

ウ 合同就職説明会

市内の介護従事者確保のため、介護事業所の合同就職説明会を実施します。

図表 5-1-28 合同就職説明会の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
合同就職説明会	開催回数 (回)	-	-	-	2	2	2
		-	-	1			
	参加者数	-	-	-	100	100	100
		-	-	32			
	出展法人数 (か所)	-	-	-	20	20	20
		-	-	20			

エ 介護従事者フォローアップ研修事業

介護保険制度の円滑な運営のための体制づくり、地域の支え合い、住みよい地域づくりをめざし、介護サービスに関わる事業者や介護施設等が相互に連携し、サービス内容の充実、介護従事者の資質の向上を図るため、介護サービス事業所等が加入して組織する団体を支援します。

介護サービス事業者を取りまとめる団体を支援することで、関係機関との連携につながり、介護保険事業の円滑な運営につながっていることから、事業を継続して実施します。

第6章 地域支援体制の推進

第1節 地域包括ケアシステムの基盤整備

1 地域包括ネットワークの構築

(1) 高齢者支援センターの運営

高齢者やその家族が安心して地域で生活できるよう、医療、介護、福祉、生活支援、住まいなどに関する相談や各種サービスの調整、介護予防の事業を通じて総合的に支援する機関として設置します。

市内4か所の高齢者支援センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（3職種）を配置し、総合相談支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を行います。また、予防給付（要支援1・2に認定された方および事業対象者）のケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業所の機能も担います。

今後も予防給付のケアマネジメント数の増加に対応できるよう、予防給付ケアマネジメント担当職員の計画的な配置を検討します。

図表 6-1-1 高齢者支援センターの運営の実績と見込み

（単位：人）

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域包括支援センターの運営	設置数(か所)	4	4	4	4	4	4
		4	4	4			
	職員数	18	18	19	20	21	21
		18	18	20			
	ケアマネジメント延べ件数(件)	4,800	5,000	5,200	6,500	6,700	6,900
		5,342	5,998	6,100			
	ケアマネジメント管理延べ件数(件)	8,000	8,300	8,600	9,400	9,600	9,800
		8,103	8,345	9,000			

（注1） 第6期計画の列の上段は計画値、下段は実績値（平成29年度は見込値）です。

以下、この章において同様です。

(2) 窓口・電話等相談事業

高齢者支援センターや関係機関と連携を図りながら、窓口、電話、家庭訪問により、保健師、社会福祉士、栄養士が高齢者や家族の健康、福祉、介護に関わる相談に対応します。

今後も総合相談件数が増加していくことが見込まれ、個々の相談に関係機関と連携を図り、継続的に対応します。

図表 6-1-2 窓口・電話等相談事業の実績と見込み

(単位：件)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
窓口・電話 相談事業	相談 延べ件数	4,900	5,000	5,100	4,400	4,600	4,800
		5,030	3,966	4,200			

(3) 高齢者実態把握事業

高齢者生活実態を把握するために「65歳到達者」、「75歳到達者」、「65歳以上の転入者」を対象に、民生委員・児童委員と連携を図り、高齢者の健康と生活状況を個別訪問により調査し、必要に応じて相談支援へつなぐ対応を行っています。高齢者の情報を一元的に管理し、市と高齢者支援センターが情報を共有することで、高齢者の状況に応じた相談等の対応ができ、適切で効率的な支援につながっています。

高齢者の実態把握は高齢者を支える事業として重要なことから、継続的に事業を実施します。

図表 6-1-3 高齢者実態把握事業の実績と見込み

(単位：件)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
高齢者実態 把握事業	実態調査 件数	1,500	1,500	1,500	1,900	1,900	1,800
		1,939	1,909	1,888			

2 地域ケア会議の開催

(1) 地域ケア会議の開催

平成28年度までは、高齢者支援センターが事務局となり、医療・介護の専門職や地域住民と、地域の課題について話し合いをする「地域ケア会議（地域たすけあい会議）」を開催し、市は「地域ケア会議」を統括し、必要に応じて全体会議や研修会を開催してきました。

平成29年度からは「地域ケア会議」を地域の協議体に移行し、市は、個別ケースの検討によって、関係者が協働して高齢者の自立した生活を地域全体で支援できるように、個別ケア会議（自立支援ケア会議や困難事例の検討）や個別ケースの検討から発展した地域課題の解決のための会議を、地域ケア会議として開催します。

図表 6-1-4 地域ケア会議の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域ケア会議	回数(回)	3	3	3	12	12	12
		3	8	10			
	参加者数	-	-	-	150	150	150
		-	-	-			
	全体会 実施回数 (回)	2	2	廃止			
		2	0				
	全体会 参加人数	200	200				
		499	0				

3 地域住民がともに支え合う地域づくりの推進

(1) 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする方が増加しており、さらに今後は、要介護や認知症のリスクの高い後期高齢者が増加するものと見込まれています。

その一方で、少子化の影響により生産年齢人口が減少し、介護従事者の確保が困難な状況となっており、今後はさらに深刻な状況となると見込まれています。

こうした状況を背景として、国においては、必要な方に多様なサービスが届くよう、また、重度化した要介護者には専門的なサービスが届くことなどを目的として、介護予防日常生活支援総合事業を実施することとし、これまで全国一律であった介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護については、市町村の実情に応じ、人員等の基準を緩和するなど、多様な担い手によるサービスの提供を可能としたところがあります。

こういったことから、これまでのような「支える側」と「支えられる側」という関係性ではなく、元気な高齢者の社会参加を促すなどにより、地域全体で住み慣れた地域での高齢者の日常生活を「支え合う」体制づくりが必要となります。

このために、各地域における課題や資源を把握し、課題を解決するための話し合いなどを行う場として、市内5か所に「協議体」を設置します。

協議体を構成するメンバーとしては、町内会、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員などの地域の方々のほか、介護事業所等の専門職、高齢者支援センター、社会福祉協議会、市など、さまざまな方々の参加を呼び掛けていきます。

また、協議体をけん引するとともに、ニーズの充足に向けた社会資源の創出、担い手の養成および確保、生活支援ニーズとサービスのマッチングなどを担う役割として、各高齢者支援センターに「生活支援コーディネーター」を配置します。

(2) 高齢者等地域見守り事業

ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、高齢者の孤立死が発生していることから、介護事業者、郵便局、配食業者、新聞販売店など高齢者の自宅を訪問する事業者の幅広いネットワークを活用し、高齢者の生活に異変が感じられた場合に、市や高齢者支援センターに連絡をしてもらい、安否の確認を行います。

今後も協力機関の拡大を呼び掛けるとともに自治会、町内会などとの協働により事業を継続して実施します。

図表 6-1-6 高齢者等地域見守り事業の実績と見込み

(単位：か所)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
高齢者等地域 見守り事業	協力機関数	20	25	30	25	26	27
		20	21	25			

(3) ミニデイサービス支援事業

長寿社会を迎え、高齢者が介護予防や生きがいをづくりのために地域福祉活動や社会参加を目的とする団体に対し、活動するための必要な経費（会場費、保険料、運営費）を助成しています。現在はミニデイサービスや地域お茶の間等、高齢者自ら会を立ち上げ意欲的に日々活動しています。

平成30年度からは、ミニデイサービスと地域お茶の間の枠を外し、幅広い団体が支援を受け取れるよう事業を見直し、高齢者が孤立することなく暮らし続けるよう事業の充実を図ります。

図表 6-1-7 ミニデイサービス支援事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ミニデイサービス 支援事業	団体数 (か所)	13	14	-	14	14	14
		13	13	13			
	実施延べ回数 (回)	650	700	-	700	700	700
		676	673	660			
	利用延べ人数	9,000	9,600	-	9,000	9,000	9,000
		9,201	8,863	8,456			
地域お茶の間	団体数(か所)	8	10	-	12	12	12
		8	9	11			
	実施延べ回数 (回)	170	210	-	450	450	450
		188	304	438			
	利用延べ人数	2,600	3,200	-	5,500	5,500	5,500
		2,775	3,840	5,130			

4 地域包括ケアシステムを支える人材の育成

(1) いきいき百歳体操リーダー養成講座

地域の町内会館等の身近な場所で、住民主体による運動の普及と地域福祉活動を推進させるため、活動の中心的役割を担うリーダーを養成します。

図表 6-1-8 いきいき百歳体操リーダー養成講座の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
いきいき百歳体操 リーダー養成講座	参加者数	-	-	-	30	30	30
		21	25	30			

(2) 介護支援ボランティア養成講座

介護認定を受けていない方または事業対象者および要支援1・2の65歳以上の方が、介護施設等で行うボランティア活動に対して、物品や現金に交換できるポイントを付与することで、高齢者の生きがいつくりや介護予防につなげるものです。

今後は、事業の充実を図るため、受入機関や登録ボランティアの増加に努めます。

図表 6-1-9 介護支援ボランティア事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護支援 ボランティア事業	登録者数	150	200	250	300	350	400
		173	207	250			
	活動者数	130	180	230	240	280	320
		140	155	200			
	施設数 (か所)	30	35	40	32	33	33
		29	29	31			

第2節 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

(1) 在宅医療と介護の連携推進

平成28年度に医療および介護の専門職等で構成する「北広島市在宅医療介護連携推進協議会」を設置しました。課題分析の結果を踏まえて、専門部会の活動を具体的に進めながら、研修会等を通じて、切れ目のない医療と介護の連携を推進します。

(2) 在宅生活復帰支援事業

介護保険の認定を受け、介護保険施設や病院に入所または入院中で在宅生活をめざす高齢者が、自宅へ一時外泊する際に、介護保険の居宅サービスと同様のサービス（福祉用具購入費や住宅改修費などの支給を除く。）を受ける場合の利用料を助成していました。

病院および介護保険施設から在宅に戻る方が多くなり、さまざまなケースで在宅復帰の支援を行えることから、この事業は平成29年度で廃止します。

図表 6-2-1 在宅生活復帰支援事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
在宅生活 復帰支援事業	利用実人数	15	15	15	廃止		
		2	2	1			
	利用 延べ日数 (日)	90	90	90			
		7	9	2			

第3節 認知症施策の推進

1 認知症の方への理解を深めるための普及・啓発

(1) 認知症サポーター養成講座

市民が認知症についての正しい知識や対応方法を理解することを目的に、認知症の啓発活動をしている団体（「北広島市キャラバン・メイト」）の事務局を地域支え合いセンターが担い、同団体が講師となり市民、学生、職場等を対象とした認知症サポーター養成講座を実施します。

小中学生も含め幅広い年齢層に養成講座が広がってきていることから、今後も講座受講者のステップアップ講座の実施や活躍できる機会の確保を検討し、事業を継続します。

図表 6-3-1 認知症サポーター養成講座の実績と見込み

（単位：人）

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症 サポーター 養成講座	サポーター養成 講座実施 回数(回)	15	15	15	20	20	20
		21	18	15			
	サポーター 養成数	600	600	600	600	600	600
		862	796	750			
	ステップアップ 講座実施 回数(回)	-	-	-	1	1	1
		-	-	1			
	ステップアップ 講座 受講者数	-	-	-	40	20	20
		-	-	40			
	運営委員会 開催回数(回)	2	2	2	2	2	2
		2	1	2			
	キャラバンメイト 全体会(回)	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			

(2) 認知症ケアパスの普及

認知症の方やその家族が、いつ、どこで、どのような医療や介護などのサービスを受ければよいかを理解できるように、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを示す「認知症ケアパス」を高年齢者サービスガイドに掲載のうえ市民に配布します。

(3) 認知症カフェの開設

認知症の方とその家族が安心して地域で生活できるように、専門職やボランティアとともに気軽に集える場を作ります。

平成27年度には、2地区2か所（東部北、西の里）、28年度にはさらに2地区2か所（大曲、北広島団地）で開設しました。

今後もさらに開設数が増えるように事業を推進していきます。

図表 6-3-1 認知症カフェの実績と見込み

(単位：か所)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症カフェ	開設数	-	-	-	4	4	4
		2	4	4			

2 認知症の方の住みやすい地域づくり

認知症の発症後、生活機能障害が進行していく中で、状況にあわせて適切な支援を受けながら、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会」の実現をめざします。

(1) 認知症初期集中支援チームの設置

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられることを目的に、認知症または認知症を疑われる方で、医療サービスや介護サービスを受けていない40歳以上の方を対象に、チーム員（認知症サポート医、医療系専門職、介護系専門職の計3人）が、対象者の把握、情報収集、支援方法の検討、家庭訪問などを行い、高齢者支援センター等と連携しながら集中的かつ包括的な支援を実施します。

(2) 認知症高齢者支え合い事業

認知症支え合い活動の拠点である地域支え合いセンターに、専任コーディネーターを配置し、認知症の方の見守りや話し相手をする「認知症支え合い員」の養成や家庭訪問の調整を行います。

認知症支え合い員活動は、介護負担の軽減や認知症高齢者の生活の安定につながっており、地域の支え合いの一躍を担っていることから、利用が広がるよう積極的に周知を図ります。

図表 6-3-3 認知症高齢者支え合い事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症高齢者 支え合い事業	利用者数	24	27	31	16	18	20
		17	15	15			
	訪問 延べ回数 (回)	480	540	620	300	320	340
		357	286	280			
	支え合い員 養成講座数 (回)	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			
	登録 支え合い員 数	47	57	67	48	51	54
		45	46	45			
	フォローアップ [°] 講座数(回)	3	3	3	2	2	2
		2	2	2			

(3) 認知症高齢者 SOS ネットワーク事業

徘徊（はいかい）により行方不明になった高齢者等を保護するため、警察、市、介護事業所やタクシー、バス事業者などの関係機関が連携し、搜索するネットワークです。

徘徊のおそれのある高齢者等の情報の把握は早期発見につながることから、事前登録について周知を図るとともに、関係協力機関などとの協働により、年1回の模擬訓練の実施に加え、ネットワーク事業の体制の充実を図りながら、事業を継続して実施します。

さらには、携帯電話へのメール配信機能を活用し、一般市民や介護事業者などの協力により、行方不明となった高齢者の早期発見につながる方法の導入を検討します。

図表 6-3-4 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症高齢者等 SOSネットワーク 事業	登録者数	20	25	30	25	25	25
		25	25	25			
	協力機関数 (か所)	45	45	45	45	46	47
		40	40	40			
	徘徊搜索 模擬訓練 参加者数	-	-	-	50	50	50
		54	28	69			

(4) いどころ発信システム助成事業

認知症等により、徘徊の見られる高齢者を在宅で介護する方に、徘徊している方の居場所を発見できる発信機（位置情報を確認できる検索システム）を購入する際の初期費用の一部を助成します。

いどころ発信システムの導入により、認知症の方を介護する家族の不安解消につながり、また、行方不明時の早期発見・保護や事故の未然防止につながっていることから、今後も普及に向けた周知に努め、事業を継続して実施します。

図表 6-3-5 いどころ発信システム助成事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
いどころ発信システム助成事業	助成対象者数	3	2	2	6	7	8
		3	5	3			

第4節 介護に取り組む家族等への支援の充実

1 家族への支援を包括的・継続的に実施する体制構築


(1) 家族支援事業

介護者家族を対象に、介護知識や技術の習得、介護者同士の交流を通して、心身の介護負担の軽減、孤独感の解消を図るための支援を行います。

平成30年度から、より参加しやすい魅力ある事業とするため、介護と上手につきあう講座と認知症高齢者を介護する家族のための講座を統合して実施します。

図表 6-4-1 家族支援事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護と上手につきあう講座	実施回数(回)	5	5	5	3	3	3
		3	2	2			
	参加者数	40	40	40	100	100	100
		172	64	40			
認知症高齢者を介護する家族のための講座	実施回数(回)	1	1	1	 平成30年度から「介護と上手につきあう講座」と統合して実施		
		3	2	2			
	参加者数	35	35	35			
		60	37	35			

第5節 高齢者虐待の防止と権利擁護施策の推進

1 高齢者虐待防止の取組

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク事業

高齢者虐待防止への理解を広めるとともに、家庭や施設内において虐待の早期発見・早期対応が図れるよう、高齢者支援センターや警察や消防、介護事業所、民生委員等との連携や、継続的な会議や研修を行います。

虐待に関する相談や支援は、対応マニュアルに基づき、個々にケース会議を開催し、支援の方向性や関係機関との役割分担を明確にし、迅速かつ適切な対応に努めます。

図表 6-5-1 高齢者虐待防止ネットワーク事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
高齢者虐待防止ネットワーク事業	相談延べ件数(件)	20	20	20	25	25	25
		17	22	20			
	虐待認定件数(件)	10	10	10	10	10	10
		9	7	10			
	虐待防止事業推進連絡会議実施回数(回)	1	1	1	2	2	2
		2	2	2			
	研修会参加者数	80	80	80	60	60	60
		100	74	60			
	研修会実施回数(回)	2	2	2	1	1	1
		2	2	1			

2 権利擁護の普及啓発

(1) 成年後見センターの運営

平成28年7月に設立した「北広島市成年後見センター」には、社会福祉士を2人配置し、成年後見制度に関する相談や適切な利用の促進、市民後見人の育成を行う機関として活動するほか、市民後見人養成講座を受講した市民が、成年後見センターで円滑な活動ができるようフォローアップ研修を行います。

成年後見センターは、成年後見制度の普及・啓発、市民後見人の養成等の中核となる役割を担っていることから、今後、相談機関として地域に浸透していくよう周知に努め、市民の積極的な活用を促します。

図表 6-5-2 成年後見センターの運営の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見 センターの運営	相談延べ件数 (件)	110	120	130	1,000	1,000	1,000
		66	425	1,000			
	市民後見人 養成講座(回)	-	1	0	1	0	1
		-	1	0			
	市民後見人 養成講座 修了生	-	15	0	15	0	15
		-	4	0			
	市民後見人 フォローアップ講座 開催回数(回)	4	4	4	2	2	2
		4	2	2			

(2) 成年後見制度利用支援事業

認知症、精神障がい、知的障がいなどにより、判断能力が不十分な高齢者や障がい者を対象に、権利擁護および尊厳ある暮らしの継続を目的に、成年後見制度の適切な利用が図られるよう支援を行います。

身寄りがない高齢者や虐待を受けている高齢者に対しては、成年後見人制度における市長申立てを行い、経済的な理由から成年後見制度を申請できない高齢者に対しては助成を行い、権利などの保護を図ります。

図表 6-5-3 成年後見制度利用支援事業の実績と見込み

(単位：件)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 利用支援事業	市長申立件数	2	2	2	3	3	3
		0	1	2			
	報酬等の助成 件数	-	-	-	5	6	7
		-	1	3			

第6節 高齢者の住まいの安定的な確保

1 高齢者住宅の確保

(1) サービス付き高齢者向け住宅の適正な運用

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、見守りや健康相談など高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」が、市内において適切なサービスの提供と供給が図られるよう連携をしていきます。

(2) 自立援助住宅改修助成事業

介護認定で非該当と判定された方で、生活機能の低下があり、転倒の危険が心配される事業対象者に、手すりや段差解消などの住宅改修を行う際の費用の一部を助成します。

図表 6-6-1 自立援助住宅改修助成事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立援助住宅改修 助成事業	利用者数	5	5	5	1	1	1
		0	0	0			

(3) 住宅改修支援事業

介護保険の介護給付および予防給付における住宅改修を円滑に進めるため、ケアマネジャー業務のうち、介護報酬に対応していない住宅改修の申請書に添付する理由書作成業務に対して手数料を支払います。

図表 6-6-2 住宅改修支援事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅改修支援事業	利用者数	110	120	130	110	120	130
		89	100	105			

2 まちづくりの整備促進

(1) 市営住宅の整備

市営住宅を建て替える際には、ユニバーサルデザインを取り入れ、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、安全や利便性など環境に十分配慮した住宅の供給に務めます。

共栄団地については、平成29年度までに3棟（計102戸）が完成し、そのうち8戸は車椅子対応居室を設けました。

また、平成31年度までに、2棟（計32戸）を建設します。

(2) 住み替え支援事業

平成28年9月から少子高齢化が著しい北広島団地地区における「住み替え」支援の仕組みを構築し、高齢者の住み替え及び若い世代の移住を支援することにより、多世代が暮らす地域形成を図り、北広島団地地区の活性化はもとより、北広島市全体の活性化を図ることを目的として実施しています。

(3) 空き地・空き家バンク制度

土地の有効利用や家屋の再生を地域全体に広め、他の地域から市内への移住や定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とした制度です。

市内に空き地・空き家（今後、転居等で空き地、空き家となる予定の物件を含む。）を所有し、その物件を売りたい（貸したい）方と買いたい（借りたい）方を結び付けます。

空き地・空き家の情報を市に登録し、登録された物件情報を市のホームページなどで提供します。

情報提供後の物件に係る交渉、契約などは、当事者同士で直接行います。

図表 6-6-3 空き地・空き家バンク制度の実績

(単位：件)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
空き地・空き家 バンク制度	売却・賃貸 延べ登録件数	-	-	-	16	16	16
		11	9	9			
	売却・賃貸 延べ成約件数	-	-	-	9	9	9
		2	3	4			
	購入・賃借 延べ登録件数	-	-	-	12	12	12
		6	10	4			
	購入・賃借 延べ成約件数	-	-	-	8	8	8
		2	3	4			

(4) 道路・交通環境の整備

高齢者等が安全に活動し生活できるように、「北広島市福祉環境整備要綱」に基づき、段差のない、傾斜や勾配の少ない歩道の整備を進めています。

今後も「同要綱」に基づき、人にやさしい道路・交通環境の整備に努めます。

(5) 避難行動要支援者避難支援プラン制度による体制づくり

災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備および避難誘導等の支援体制を確保します。

災害時に自力で避難することが困難な要介護者や重度の障がい者等が、地域の中で避難の支援が受けられるようにするため、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関と支援に必要な情報の共有を行います。

また、災害時に収容避難場所における生活が困難な高齢者や障がい者などの配慮が必要な方への避難支援活動を円滑に行うために、福祉施設等を福祉避難所として指定を行います。

避難行動要支援者名簿の範囲

- ・ 要介護3以上の認定を受けている方
- ・ 重度の障がいがある方
- ・ 本人等から申し出のあった妊婦および出産後2か月に達した月末までの方
- ・ 市長が必要と認めた方

第7章 生きがいと社会参加の促進

第1節 生きがいと社会参加の促進

1 生きがいある暮らしへの支援

(1) 老人クラブ活動の充実

老人クラブ活動は、生きがいづくりや健康づくりだけでなく、活動に参加される高齢者の閉じこもり予防につながっていることから、新たに作られた老人クラブには、初年度に備品を貸与するなどの支援を行っていますが、会員数の減少と会員の高齢化が老人クラブの課題となっています。

今後も、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進するため、老人クラブ連合会や単位老人クラブが行う文化、スポーツ、ボランティア活動等に対し助成を行い、活動内容の充実に向けた支援を継続します。

図表 7-1-1 老人クラブ活動の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
老人クラブ活動 の充実	団体数(か所)	30	31	31	31	31	32
		29	30	30			
	対象者数	1,090	1,110	1,130	1,090	1,110	1,130
		1,075	1,114	1,063			

(注1) 第6期計画の列の上段は計画値、下段は実績値(平成29年度は見込値)です。

以下、この章において同様です。

(2) 長寿祝福事業

長寿を祝福するとともに、長年にわたり社会に貢献した労をねぎらうため、満100歳を迎えられた方に祝金を贈呈します。

平均寿命の延伸に伴い、対象となる方は増える傾向ですが、今後も事業を継続します。

図表 7-1-2 長寿祝福事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
長寿祝福事業	対象者数	17	21	31	19	25	35
		12	18	16			

(3) ふれあい温泉事業

65歳以上の方に、市内の「竹山高原温泉」、「札幌北広島クラッセホテル楓楓」、「里の森天然温泉森のゆ」の3施設の入浴料について助成を行います。

温泉入浴は、心と体のリフレッシュに効果があり、閉じこもりがちな高齢者に外出や交流の場を提供することで、健康増進や生きがいづくりにつながっていることから、今後も事業を継続します。

図表 7-1-3 ふれあい温泉事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ふれあい温泉事業	利用者延べ数	33,000	35,000	38,000	28,000	28,500	29,000
		28,409	27,537	26,830			

(4) 福祉バス運行事業

高齢者の団体、グループをはじめ、障がい者団体やボランティア団体、NPO 法人を対象にバスを貸し出し、需要期（5月～10月）には、バスの台数を増やして利便の向上を図っています。

また、冬期間（11月～4月）には、ふれあい温泉対象施設行きの臨時バス（各コース月1回、12コース程度）を運行し、ふれあい温泉利用者の交通手段を確保します。

高齢者の生きがいづくりや健康増進、社会参加の促進を図るため、事業を継続します。

図表 7-1-4 福祉バス運行事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉バス 運行事業	利用延べ回数 (回)	350	350	350	370	370	370
		382	367	370			
	利用延べ人数	9,000	9,000	9,000	9,500	9,500	9,500
		9,661	9,008	9,500			
	臨時運行回数 (回)	72	72	72	72	72	72
		72	72	72			
	臨時運行 利用者数	1,350	1,350	1,350	1,200	1,200	1,200
		1,097	1,076	1,200			

(5) シルバー活動センター事業

シルバー活動センターは、主に高齢者および高齢者と交流する催しに参加する方が優先的に使用できる施設で、高齢者の活動拠点として生きがいづくりや社会参加、交流の場として利用されています。

「公益社団法人北広島市シルバー人材センター」による指定管理者制度を活用した、シルバー活動センターの管理運営状況は、利用者数増加への取組や指定管理者モニタリング評価が実施され、適切な運営が行われています。

今後も、高齢者の方が使いやすい施設をめざし、利用者の増加につながるよう適切な管理を行います。

図表 7-1-5 シルバー活動センター事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
シルバー活動センター事業	利用延べ回数(回)	13,000	13,000	13,000	12,000	12,000	12,000
		13,106	12,344	11,000			
	利用延べ団体数(か所)	1,600	1,600	1,600	1,900	1,900	1,900
		2,169	1,969	1,870			

(6) 高齢者サービス啓発事業

高齢者の利用できる各種制度の紹介や暮らしの情報を提供するため、「高齢者サービスガイド」を発行しています。介護保険制度や高齢者が参加できるサークル、ボランティア団体等を紹介し、高齢者の介護予防の促進、閉じこもり予防、生きがいづくりに利用していただくものです。

「65歳到達者」、「75歳到達者」、「65歳以上の転入者」を対象に毎年実施している「高齢者生活実態調査」の際に配布しているほか、市役所や出張所の窓口などでも配布しています。

今後も最新の情報の提供と内容の充実を行い、高齢者福祉サービスの情報提供に努めます。

図表 7-1-6 高齢者サービス啓発事業の実績と見込み

(単位：人)

		第6期			第7期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
高齢者サービス啓発事業	サービスガイド発行部数(部)	5,000	5,000	5,000	6,000	6,000	6,000
		5,000	5,000	6,000			

(7) 社会教育事業

高齢者の学習機会の確保や生きがいづくりを推進し、情報提供を行うとともに、自らの意思と選択による学習活動を支援します。

地域生涯学習振興会などが行う各種事業は、趣味、関心ごと、生活地域に応じた事業が展開され、多くの高齢者が参加しています。

また、世代間交流を視野に入れた事業も行われており、日ごろ、接する機会の少ない高齢者と子どもの交流の場として貴重な機会となっていることから、事業を継続します。

(8) 体育事業

多くの高齢者が、健康維持増進と生きがいや潤いのある生活を送ることができるよう、軽スポーツ、レクリエーションに親しむ機会や情報を提供しています。

各地区において身近に軽スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、体育施設の整備や施設サービスの向上などを進めます。

(9) 介護予防拠点整備の推進

空き家や地区会館などを活用して、介護予防教室（転倒、痴呆）を実施する集いの場や高齢者の憩いの場を整備する際に、改修費などの一部を補助し、介護予防拠点の整備を推進します。

(10) 民生委員・児童委員、地区社会福祉委員活動

高齢化が進む中で地域の支え合いを必要とする高齢者の増加が見込まれることから、地域の実情に詳しく、また地域住民の生活と直接関わりを持って活動している民生委員・児童委員や地区社会福祉委員の役割は、ますます重要になっています。

地域の中でお互いに助け合い、安心して暮らしていけるよう、民生委員・児童委員や地区社会福祉委員の活動と連携し高齢者福祉の増進を推進します。

2 就労機会の確保

(1) シルバー人材センター活用支援事業

高齢者が、働くことを通じて生きがいづくりの充実や社会参加を図るため、臨時的かつ短期的就労の場を提供するシルバー人材センターの活動を支援します。

団塊の世代が高齢者となり、就業の場の確保が求められることから、シルバー人材センターの事業や活動について広報活動を充実し、高齢者の就業の場を確保するとともに、新たな事業の取組への支援など、事業を継続して実施します。

第8章 適切な介護保険事業の運営

第1節 効果的・効率的な介護給付の推進

1 低所得者対策の推進

(1) 介護保険利用者の軽減対策

社会福祉法人による利用者負担軽減制度は、所得が低く生活困窮となっている方に対して、介護保険サービスの利用促進を図るために、介護サービスを行う社会福祉法人が、その社会的な役割の一環として、当該法人の負担により（一部公的補助あり）、利用者負担額を軽減するものです。

当該法人が提供する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホーム等のサービスに関する利用者負担について原則 1/4（生活保護受給者の個室の居住費（短期入所生活介護の滞在費を含む。）については全額）を軽減しており、今後も引き続き軽減対策を実施されるよう関係機関と連携を図っていきます。

2 介護保険の質的向上

(1) 介護給付に要する費用の適正化

介護給付の適正化は、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度運営につながります。国民健康保険団体連合会が提供する給付情報等を活用し、北海道の協力のもと、給付適正化の推進を図ります。

ア 要介護認定の適正化

介護保険制度では、要介護状態の軽減あるいは悪化の防止のため、介護を必要とする方の身体の状態や、生活環境に応じた介護サービスが提供されています。

介護認定は、これらのサービスの提供を受ける前に、サービス利用者の身体の状態を公正な立場から判断し、その要介護度を判定する制度です。

要介護認定は、保険者（市町村等）ごとに設置されている「介護認定審査会」が、全国一律の基準により審査・判定を行います。

北広島市では、保険・医療・福祉に関する専門職から、市長が12人の委員に委嘱し、介護認定審査会を設置します。

訪問調査や主治医意見書に記載された心身の状態像をもとに、委員6人による2つの合議体により、総合的な視点から全国一律の基準により判定を行います。

高齢化の進展により、今後ますます増加することが予測される要介護認定申請ですが、公平公正な業務の遂行に必要な知識や技能を習得し、審査が行われるよう介護認定審査委員や認定調査員等の研修の充実、合議体間での意見交換等審査判定の平準化に努めます。

介護認定審査会の設置状況については、審査件数の増加推移を見ながら、必要に応じ体制の見直しについて検討します。

また、申請書の提出を受けてから、審査結果通知までに要する期間について、原則30日以内の確保に努めます。

イ ケアプランの点検

介護認定を受け、介護サービスを利用する場合はケアプランを作成しなければなりません、「その方の有する能力に応じ、尊厳を保持してその方らしい自立した日常生活を営むことをめざす」という介護保険の理念を逸脱したサービス利用が散見されます。

平成30年度から居宅介護支援事業所に関する権限が市に移譲されることになっていきますので、より緊密な連携を図るとともに自立支援ケア会議の活用や実地

指導等において、ケアプランの点検を行い、ケアマネジメントの適正化を図ります。

また、北広島介護サービス連絡協議会が毎月1回開催している居宅部会に市職員が出席し、行政からの連絡事項の伝達などにより、情報の共有を図ります。

ウ 住宅改修等の点検

住宅改修工事の実施にあたっては、高齢者の心身状況、家族の介護力、家屋の構造等により、施工する内容が異なることとなりますが、事前に提出されるケアマネジャー等が作成する理由書および施工業者の見積書の点検はもとより、必要に応じて住宅改修を行った利用者の自宅を訪問調査し、状況確認および施工状況などの確認を行い、給付の適正化に努めます。

エ 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムから提供される情報を活用し、請求情報の縦覧点検や、介護と医療情報との突合による請求実績の確認を行い、給付の適正化に努めます。

(2) 介護保険サービスの給付制限

社会保険制度の一つである介護保険は、被保険者同士が互いを支え合う相互扶助により成り立っています。

一定の保険料を滞納している方が保険給付を受ける際に、給付の償還払い化、一時差止、差止額から滞納保険料を控除する措置や未納期間に応じた給付減額を実施することで、被保険者間の公平性を図ります。

第2節 医療計画との整合性の確保

介護保険事業計画で推計しているサービスの量の見込みについては、現在のサービス受給者の状況や人口動態を踏まえた自然体の推計に加えて、地域の課題やニーズを反映させて定めることとされています。これらの推計においては、地域医療構想における平成37年(2025年)の介護施設・在宅医療等の追加的需要を踏まえるとともに、医療計画における在宅医療の整備目標との整合性を図ります。

第3節 介護サービス情報の公表

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくために有益な情報と考えられる介護予防サービスの情報等を収集し、情報公開に努めます。

また、必要な報告等を行わない指定地域密着型サービス等に係る事業者に対し、指定取り消し等の適切な対応を行います。

第4節 介護保険制度の立案および運用に関するPDCAサイクルの推進

地域の実態把握・課題分析を行い、高齢者の自立支援や重度化防止に関する目標を設定し、その達成のために、介護資源の発掘や基盤整備・多職種連携の推進や効率的なサービス提供等の取組を推進し、その実績評価を行います。

第9章 介護保険事業費の見込みと保険料

第1節 給付費の見込み

1 介護給付費の見込み

図表 9-1-1 介護給付費の見込み

(単位：千円)

	第7期				第9期
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計	平成37年度
居宅サービス					
訪問介護	203,241	222,201	234,452	659,894	312,202
訪問入浴介護	10,068	13,192	17,139	40,399	50,532
訪問看護	129,130	160,510	196,160	485,800	329,904
訪問リハビリテーション	17,320	18,311	19,840	55,471	30,109
居宅療養管理指導	38,909	47,754	56,997	143,660	70,786
通所介護	315,946	323,375	326,030	965,351	344,599
通所リハビリテーション	208,359	235,996	257,335	701,690	260,278
短期入所生活介護	114,305	122,227	127,186	363,718	190,443
短期入所療養介護(老健)	23,474	26,244	29,076	78,794	37,787
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	293,807	328,851	371,067	993,725	462,963
福祉用具貸与	88,400	99,004	108,815	296,219	133,795
特定福祉用具購入費	5,796	6,476	7,157	19,429	9,198
住宅改修費	15,001	15,505	17,513	48,019	21,679
居宅介護支援	204,029	221,368	234,675	660,072	289,701
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	38,598	46,789	52,372	137,759	52,372
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	133,779	132,015	122,091	387,885	92,201
認知症対応型通所介護	44,373	48,503	52,013	144,889	92,906
小規模多機能型居宅介護	49,616	61,890	74,164	185,670	90,569
認知症対応型共同生活介護	615,582	615,582	615,582	1,846,746	719,906
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	87,957	87,957	87,957	263,871	87,957
施設サービス					
介護老人福祉施設	527,550	527,550	527,550	1,582,650	724,968
介護老人保健施設	440,564	440,564	440,564	1,321,692	653,801
介護医療院	0	0	0	0	65,626
介護療養型医療施設	65,626	65,626	65,626	196,878	
計	3,671,430	3,867,490	4,041,361	11,580,281	5,124,282

(注1) 端数処理により計が一致しない場合があります。以下、この章において同様です。

2 予防給付費の見込み

図表 9-1-2 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	第7期				第9期
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計	平成37年度
居宅サービス					
介護予防訪問介護				0	
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	14,641	15,965	17,016	47,622	26,810
介護予防訪問リハビリテーション	6,106	8,055	10,246	24,407	24,449
介護予防居宅療養管理指導	1,725	1,805	1,978	5,508	2,543
介護予防通所介護				0	
介護予防通所リハビリテーション	52,317	61,910	71,965	186,192	95,041
介護予防短期入所生活介護	2,147	2,550	3,003	7,700	30,305
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	28,039	31,157	33,167	92,363	44,300
介護予防福祉用具貸与	10,766	11,900	12,984	35,650	15,901
介護予防特定福祉用具購入費	2,580	2,867	3,201	8,648	3,676
介護予防住宅改修	11,833	13,145	15,248	40,226	20,505
介護予防支援	37,250	40,042	42,834	120,126	56,584
地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,128	1,128	1,128	3,384	1,128
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
計	168,532	190,524	212,770	571,826	321,242

3 総給付費の見込み

図表 9-1-3 総給付費の見込み

(単位：千円)

	第7期				第9期
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計	平成37年度
総給付費	3,839,962	4,058,014	4,254,131	12,152,107	5,445,524
介護給付費	3,671,430	3,867,490	4,041,361	11,580,281	5,124,282
予防給付費	168,532	190,524	212,770	571,826	321,242

第2節 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業（以下この節において単に「総合事業」という。）にかかる費用額は、総合事業開始の前年度の予防給付および介護予防事業費の実績額に、75歳以上高齢者の伸びを乗じた額の範囲とされています。

また、包括的支援事業および任意事業にかかる費用額は、平成26年度の介護保険事業計画上の給付見込額の2%に、65歳以上高齢者の伸びを乗じた額の範囲とされています。

図表 9-2-1 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)					
	第7期				第9期
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計	平成37年度
地域支援事業費	310,412	325,334	340,313	976,059	506,461
介護予防・日常生活支援総合事業費	196,219	208,306	220,680	625,205	403,415
包括的支援事業・任意事業費	114,193	117,028	119,633	350,854	103,046

第3節 介護保険事業費の見込み

標準給付費とは、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付）、高額介護サービス費等給付額（利用者が1か月間に支払った自己負担額（1～3割）が一定の上限額を超えた場合に払い戻される給付）、高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付）、審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）を加えた費用です。

これに地域支援事業費を加えたものが介護保険事業の総事業費となります。

図表 9-3-1 第7期介護保険事業計画の総事業費の見込み

（単位：千円）

	第7期				第9期
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計	平成37年度
介護保険事業の総事業費	4,385,598	4,634,754	4,860,049	13,880,401	6,320,641
標準給付費	4,075,186	4,309,420	4,519,736	12,904,342	5,814,180
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	3,824,344	4,041,106	4,232,758	12,098,207	5,417,928
総給付費	3,839,962	4,058,014	4,254,131	12,152,107	5,445,524
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	△ 15,618	△ 17,191	△ 21,920	△ 54,729	△ 28,160
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	282	547	829	565
特定入所者介護サービス費等給付額	132,249	137,961	143,674	413,884	166,525
高額介護サービス費等給付額	98,637	108,895	120,220	327,752	197,162
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,269	16,613	18,075	49,957	27,556
審査支払手数料	4,688	4,845	5,008	14,541	5,008
地域支援事業費	310,412	325,334	340,313	976,059	506,461
介護予防・日常生活支援総合事業費	196,219	208,306	220,680	625,205	403,415
包括的支援事業・任意事業費	114,193	117,028	119,633	350,854	103,046

第4節 介護保険料

1 保険料収納必要額

介護保険事業に係る費用は、被保険者が納める保険料と、国、都道府県、市町村が応分の負担をします。

第7期介護保険事業計画期間中においては、第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料で総事業費の23%を負担します。また、国の調整交付金の負担割合は5%とされていますが、市町村の実情により負担割合が増減するため、5%未満となる場合には不足分も介護保険料で補填する必要があります。

図表 9-4-1 保険料収納必要額

(単位：千円)

	第7期	第9期
① 第1号被保険者負担分相当額	3,192,492	(標準給付費 + 地域支援事業交付金対象額) × 23%
② 調整交付金相当額	676,477	標準給付額 × 5%
③ 調整交付金見込額	439,308	標準給付費 × 3.1%、× 3.3%、× 3.3% (平成30、31、32年度)
④ 保険料収納必要額	3,429,661	① + ② - ③

2 保険料基準額と段階設定

保険料収納必要額をもとに第7期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料基準額（月額）を算定し、第6期介護保険事業計画中に積み立てた介護給付費準備基金の一部を取り崩し、基準額（月額）を5,200円とします。

保険料の段階設定については、国が示す標準段階を参照するとともに、これまでの本市の段階設定を踏まえ、次に示すとおりとします。

- ① 国の第9段階については、所得格差の解消を図るため、第9段階の負担割合を国よりも低くし、国よりも高い第10段階を設けることとします。
- ② 第2段階と第4段階については、第6期介護保険事業計画と同様に、負担割合をそれぞれ基準額の0.60倍及び0.85倍とします。

図表 9-4-2 第7期介護保険事業計画の保険料の段階設定と年間保険料額

（単位：千円）

段階	対象者	保険料 (円)	負担割合	
第1段階	生活保護を受給している方、 中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	28,080	×0.45	
	80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と その他の合計所得金額(注1)の合計が	80万円を超え 120万円以下の方	×0.6	
第3段階		120万円を超える方	×0.75	
第4段階		80万円以下の方	53,040	×0.85
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、 本人が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と その他の合計所得金額(注1)の合計が	80万円を超える方	×1.0	
第6段階		120万円未満の方	74,880	×1.2
第7段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額(注2)が	120万円以上 200万円未満の方	×1.3	
第8段階		200万円以上 300万円未満の方	93,600	×1.5
第9段階		300万円以上 500万円未満の方	102,960	×1.65
第10段階		500万円以上の方	112,320	×1.8

(注1) 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得と長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額をいいます。

(注2) ここでいう「合計所得金額」は、合計所得金額から、長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額をいいます。

3 市独自減免制度の実施

社会情勢の変化による高齢者世帯への影響や、個々の世帯事情により軽減の必要がある方への配慮として、第1段階の保険料まで減額する市独自減免制度を継続します。介護保険料市独自減免の対象となる方は、以下のすべてを満たす方となります。

- ① 年間収入が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ② 世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下であること。
- ③ 世帯が居住用資産以外に利用できる資産を所有していないこと。

4 平成37年度（2025年度）の推計

平成37年度（2025年度）に向けて、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進するための指標として、各種の推計をおこないます。

図表 9-4-3 平成37年度（2025年度）における推計

	第7期	推計	第9期
	平成31年度		平成37年度
総人口	58,211 人		55,584 人
第1号被保険者数	18,571 人		19,746 人
65～74歳	9,841 人		8,271 人
75歳以上	8,730 人		11,475 人
要介護認定者数	3,556 人		4,434 人
年度給付費（地域支援事業含む）	3,959,955 千円		5,141,209 千円
保険料（基準月額）	5,200 円		6,600 円

（注1）各年度9月30日現在の値

第10章 計画の円滑な推進のために

第1節 行政の役割と責任

介護保険制度がスタートした平成12年の高齢者人口は8,288人(9月末時点)でしたが、平成29年には17,895人(同)となり、17年間で2.1倍以上に増加しています。

高齢者の増加によって、要介護認定者および介護サービス利用者も増加しており、これまでの高齢者福祉施策の見直しが求められています。また、国において地域支援事業のあり方が見直しされ、今まで以上に市町村が中心となって、地域づくりを推進しなければなりません。

これにより、専門的なサービスだけではなく、多様な担い手による生活支援サービスを取り入れ、充実させた新たな地域支援事業を実施しなければなりません。

本市では、これまでの計画で構築してきた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を実現するため、現在抱える課題に対して多面的に取り組んでいきます。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるために、本人や家族が状況にあわせて適切な支援が受けられるよう、認知症初期集中支援チームを稼働するほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を図ることとします。

高齢者の権利擁護のための取組として、成年後見制度などの支援・相談や、市民後見人の育成・活用、権利擁護の普及啓発を行う中核的な機関である「成年後見センター」を設置しました。また、市と高齢者支援センターが連携して虐待防止および虐待を受けた高齢者の被害防止や救済を図る取組を進めます。

だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのためには、従来の社会福祉制度や行政サービスだけでは対応が難しく、民間の参入促進はもとより、ボランティア活動やNPO法人等の市民主導による福祉活動の拡大も不可欠です。特に、ともに支え合う地域づくりを推進するためには、地域住民の理解と協力が必須となります。

行政としても地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、支え合う地域づくりに対しての地域住民への普及・啓発活動を推進し、各事業所・関係機関などと連携して支援していきます。

第2節 総合的なケア体制の整備

現在、4か所の高齢者支援センターを設置し、保健、福祉、医療の連携強化とサービス提供のための環境整備を進めています。

日常生活圏域は5圏域としていますが、北広島団地地区の高齢者支援センターについては、当面の間、職員の増員による対応とします。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては、高齢者支援センターが持つ役割がより一層重要となることから、その機能を強化、充実していかなければならないと考えています。

また、身近な地域での相談窓口や苦情処理体制の充実、行政、民間、市民団体など関係機関の緊密な連携による支援など、高齢者のための総合的なケア体制を整備していきます。

第3節 介護保険事業の円滑な実施のための体制

1 相談・苦情処理体制

介護保険制度における苦情処理の解決の仕組みとして、要介護認定や保険料についての審査請求は、北海道が設置している介護保険審査会で、また介護サービスや介護サービス事業者に関する苦情、相談は、北海道国民健康保険団体連合会が所轄していますが、市民が始めに相談や苦情を寄せるのは、最も身近な行政の窓口である市に対するケースが多いことから、市民の立場に立った対応が求められます。

そのため、市民からの相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行うよう、市の総合相談窓口や高齢者支援センターが中心となって、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの関係機関と連携を図りながら、市民が利用しやすい相談体制の確立に努めます。

2 市民への情報提供

市では市民が必要な情報を必要な時に得られるよう、高齢者の保健福祉や介護保険に関するサービスガイド、介護サービス利用の安心情報、介護保険事業報告書等を作成しており、今後も広報紙やホームページなどを活用し、情報提供に努めます。

3 サービスの供給体制

保険者である市とサービス提供事業者が密接に連携し、市民が求めるサービスを適切かつ総合的に提供する必要があります。

このため、サービス事業者の確保等、介護サービス基盤の整備に努めるとともに、関係するサービス事業者で組織する「北広島市介護サービス連絡協議会」と連携を図り、情報交換、課題の検討、サービスの質の向上、適切な介護サービス計画の作成検討などを行い、市民が必要とするサービスを、適切かつ迅速に利用できるよう提供体制の充実を図ります。

第4節 計画の進行管理

計画の実施にあたっては、保健・福祉以外の部局との幅広い連携を図り、総合的・効果的な施策展開を図ります。

また、関係機関との連携・協力を進めるとともに、広報紙やホームページ等で広く市民に周知を図り、市民一人ひとりの理解と協力により、確実な推進を図っていきます。

さらに、学識経験者、サービス事業者、サービス利用者、公募による市民代表者などで構成する「北広島市保健福祉計画検討委員会」において、計画の進行状況や施策の実施状況等を評価・検証し、市としての進行管理を徹底していきます。

